

2017年度大阪ガスグループ福祉財団「調査・研究助成」

難聴者を対象とした支援に関する 調査報告書



2019年6月

京都府立大学公共政策学部

京都府難聴者協会

はじめに

わが国では、障害者差別解消法の施行、全国の自治体における「手話言語条例」や「情報・コミュニケーション条例」の制定等、障害者を取り巻く環境は大きく変わってきました。一方で、昨年判明した政府による障害者雇用の水増し問題は、障害者全般に関わる人権問題として、根本的な解決を図っていかねばなりません。

私たち難聴者は聞こえにくいがために社会参加がしづらく、さまざまな不安や生きづらさを抱えて暮らしています。そのため要約筆記者の養成事業や派遣事業は、難聴者が安心して社会生活を営む上で欠かせない事業であり、日々、要約筆記者と共に取り組んでいます。また、日本の映画に字幕が付いていないため、難聴者が映画鑑賞できないという不利な環境が存在します。そこで難聴者は自ら字幕をつける運動に取り組み、映画を楽しめるように改善をはかってきました。国政選挙(衆議院や参議院選挙)でも、政見放送を文字情報で見る会を設けたりして社会参加への手立てを図ってきました。

合理的配慮のある社会を実現するには、難聴者・要約筆記者が共に行動して難聴者が抱える諸問題への理解を広げ、聞こえる人も聞こえない人も同じように情報や文化が享受できるよう、継続して取り組むことが大切であると痛感しています。

京都府難聴者協会は2019年11月4日に、設立40年を迎えます。人間という不惑の年となりました。これからどのような道を進めばいいのか、これまでの歩み方がどうだったのかなどを考える時期に、京都府立大学公共政策学部と共同で難聴者支援のあり方に関する調査、研究に取り組むことができ、このご縁に深く感謝しています。

そして、調査結果を基に共同で提言をまとめることができたのは、調査にご協力いただいた施設・団体のご理解と、多くの仲間たちからの励ましの賜物であり、心から感謝申し上げます。

最後になりましたが、高齢社会を迎えて、人生の途上で聞こえを失った中途失聴者や聞こえにくさを抱えた難聴者への支援が極めて遅れた状況であることにご理解いただき、調査・研究助成を賜った大阪ガスグループ福祉財団に深く感謝申し上げます。

2019年6月
京都府難聴者協会
会長 滝野千里

目次

はじめに	1
第Ⅰ章 調査・研究事業の概要	5
1 調査の目的	5
2 調査の方法	5
(1) アンケート調査	5
(2) ヒヤリング調査	6
3 検討会の設置と開催	6
第Ⅱ章 アンケート調査の結果	9
1 運営主体	9
2 相談の実施について	9
3 社会生活力プログラムの実施について	11
4 意思疎通支援の実施について	13
5 連携の実施について	15
6 難聴者問題の啓発や補聴機器・情報機器等の貸し出しについて	17
7 自由記述	17
第Ⅲ章 ヒヤリング調査の結果	23
1 広範な団体と連携して「耳のこと相談会」に取り組む 京都府綾部市社会福祉協議会	23
2 聴覚障害者施設の専門性を高齢者福祉事業に生かしている いこいの村聴覚言語障害センター	26
3 中途失聴者・難聴者を支援する言語聴覚士を正規職員として配置している 兵庫県立聴覚障害者情報センター	27
4 専任の難聴者相談員を配置して相談や社会生活力を高める支援に取り組む 川崎市聴覚障害者情報文化センター	29
5 43年間にわたって難聴者の手話講習会に取り組んでいる 東京都中途失聴・難聴者協会	31

第Ⅳ章	まとめと提言	33
1	難聴者を対象とした相談事業について	33
2	リハビリテーションの推進（社会生活力プログラムの活用）について	34
3	意思疎通支援事業について	36
4	連携の実施について	36
5	その他	37
資料編		39
資料1	全国19施設における難聴者支援の取り組み	39
資料2	難聴者を対象とした支援に関する調査集計	42
資料3	調査票	54
資料4	イラストで見る「耳のことなんでも相談会」	56

第 I 章 調査・研究事業の概要

1 調査の目的

聴覚障害者の支援施設や当事者団体が現に行っている、難聴者を対象とした支援内容や人員配置等の実態を把握し、難聴者の支援のあり方等を検討・提言することを目的とする。

2 調査の方法

(1) アンケート調査

支援に関わる団体・施設の現状と課題を分析するため「難聴者を対象とした支援に関するアンケート調査」（以下「アンケート調査」という）を実施した。

ア 調査対象

当事者団体である、全日本難聴者・中途失聴者団体連合会加盟協会（以下「難聴者団体」という）47 か所、全日本ろうあ連盟加盟団体（以下「ろう者団体」という）47 か所。事業者団体である、全国聴覚障害者情報提供施設協議会会員施設（以下「聴覚障害者情報提供施設」という）52 か所、全国高齢聴覚障害者福祉施設協議会会員施設（以下「高齢者施設」という）10 か所、全国ろう重複障害者施設連絡協議会会員施設並びに協議会に未加入の聴覚障害者支援事業所（以下「障害者支援施設」という）77 か所、都道府県政令市の社会福祉協議会（以下「社協」という）67 か所。以上の 300 か所を調査対象とした。

イ 調査票の作成

調査票は先行調査研究(奥野英子『社会リハビリテーションの理論と実際』2007年、埼玉聴覚障害者福祉会『ろう重複障害者の支援に関する調査事業報告書』2013年)を参考に、第1回検討会、第2回検討会で意見交換し、高齢者施設職員と障害者施設職員の助言を得て作成した。調査項目は、難聴者の社会生活力を高めるプログラムの実施状況を中心に、難聴者がプログラムにつながるための相談支援について、地域生活での意思疎通支援について、支援従事者について、他機関との連携について、支援における課題について、等で構成した。社会生活力を高めるプログラムについては、プログラム内容の一例を示して回答を求めた。

ウ 調査実施方法

全日本ろうあ連盟（以下「ろうあ連盟」という）、全国聴覚障害者情報提供施設協議会、全国ろう重複障害者施設連絡協議会、京都府社会福祉協議会に調査協力依頼を行い、加盟団体名簿の提供を受けた。ろうあ連盟には、筑波大学大学院元教授の奥野英子先生のご協力を得て、調査への協力依頼を行ったところ加盟団体宛の協力要請文がいただけたので調査票に同封した。全日本難聴者・中途失聴者団体連合会（以下「全難聴」という）と全国高齢聴覚障害者施設協議会（以下「高齢施設協」という）にも調査協力依頼を行ったところ、加盟団体名簿の提供は受けられなかったが、加盟団体に調査を事前に周知する協力が得られた。全難聴と高齢施設協については、各団体のホームページを基に名簿を作成した。以上の名簿を基に調査票を郵送した。

調査期間は2018年（平成30年）8月25日～9月25日とし、回答は、郵送とメールにより行った。

エ 調査票の分析方法

回答のあった159の調査票を点検した結果、全てを有効回答とした。点検を終えた調査票はエクセルで集計し、自由記述は全てワードで記録した。分析は京都府立大学大学院の柴田浩志が担当し、その結果を、第3回検討会、第4回検討会において意見交換した。

オ 回収状況

団体名	発送数	回収数	回収率%
難聴者団体	47	24	51.1
ろう者団体	47	※14	29.8
聴覚障害者情報提供施設	52	49	94.2
高齢者施設	10	6	60.0
障害者支援施設	77	45	58.4
社 協	67	21	31.3
合 計	300	159	53.0

※ろう者団体からは14団体以外に、情報提供施設を運営している11か所から回答があり、それらは情報提供施設として集計した。

(2) ヒヤリング調査

先駆的な支援内容の収集と分析をするため、ヒヤリング調査を行った。

ア 調査対象

第3回検討会においてアンケート調査結果を基に、支援内容と支援担当者に着目して、下記の5か所を抽出した。

訪問施設・団体	訪問日	調査担当者
①京都府綾部市社会福祉協議会 ②いこいの村聴覚言語障害センター	2019年1月22日(火)	上掛利博 滝野千里 柴田浩志
③兵庫県立聴覚障害者情報センター	2019年2月5日(火)	滝野千里 山口武彦 柴田浩志
④川崎市聴覚障害者情報文化センター	2019年2月27日(水)	柴田浩志
⑤東京都中途失聴・難聴者協会	2019年2月28日(木)	柴田浩志

イ 調査実施方法

訪問によるヒヤリング調査。事前に訪問の目的、調査内容を連絡し、訪問時に2時間程度の質疑応答を行った。

3 検討会の設置と開催

高齢者福祉、障害者福祉における連携や事業体制のあり方に関する検討、及び提言をするため、計4

回の検討会を開催し意見交換を行った。第4回検討会では、課題と提言について協議した。

(1) 検討会委員名簿

上掛利博 京都府立大学公共政策学部教授

滝野千里 京都府難聴者協会会長

山口武彦 京都府難聴者協会前会長

柴田浩志 京都府立大学大学院公共政策学研究科博士後期課程

(2) 検討会日程

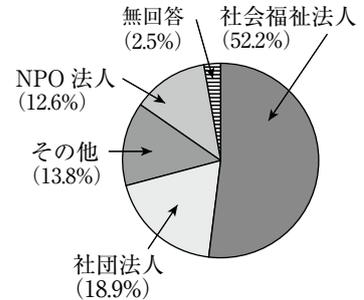
開催回数	日程・場所	課 題
第1回	2018年4月20日(金) 京都府立大学グループ研究室	研究方法と研究内容の確認について 関係団体への協力依頼について 今後の日程について
第2回	2018年6月8日(金) 京都府立大学グループ研究室	調査票について 調査対象名簿について 依頼状について 先進地訪問調査の内容について
第3回	2018年12月1日(金) 京都府立大学グループ研究室	調査の集計について 施設からの提供資料について 先進地訪問調査について
第4回	2019年2月2日(土) 京都府立大学グループ研究室	調査票の集計と分析について 施設から提供された資料の分析について 先進地訪問調査の報告について 報告書の作成について

第Ⅱ章 アンケート調査の結果

1 運営主体

調査対象者の組織形態は、社会福祉法人が83施設・団体（以下「施設」という）(52.2%)と最も多く、順に社団法人が30施設（18.9%）、その他が22施設（13.8%）、NPO法人が20施設（12.6%）、無回答が4施設（2.5%）であった（図1参照）。

図1 運営主体 (N=159)



2 相談の実施について

(1) 相談の実施状況

難聴者を対象とした相談事業の実施についてたずねると、回答のあった153施設のうち、実施しているのは83施設（54.2%）、実施していないのは70施設（45.8%）であった（図2参照）。

これを6つの施設・団体分類で見ると、聴覚障害者情報提供施設は回答のあった48施設のうち、実

図2 相談事業の実施状況 (N=153)

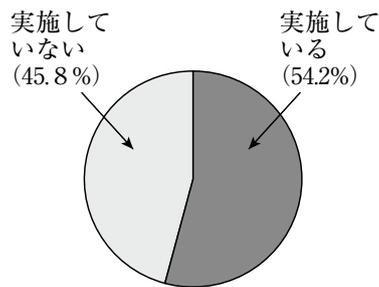
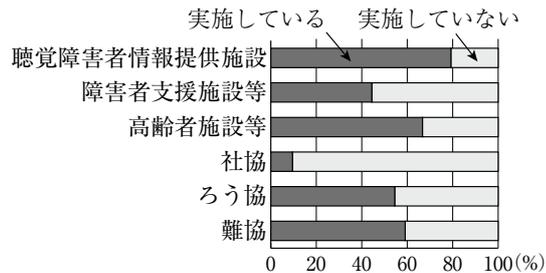


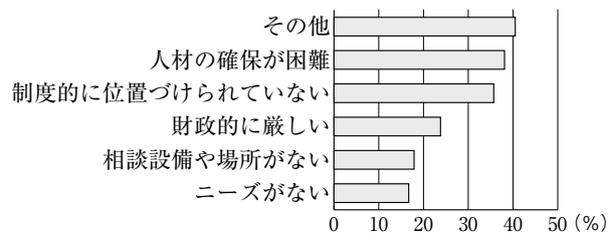
図3 団体別実施状況 (N=153)



施しているのは38施設（79.2%）、実施していないのは10施設（20.8%）であった。障害者支援施設は回答のあった45施設のうち、実施しているのは20施設（44.4%）、実施していないのは25施設（55.6%）であった（図2参照）。高齢者施設は回答のあった6施設のうち、実施しているのは4施設（66.7%）、実施していないのは2施設（33.3%）であった。社協は回答のあった21団体のうち、実施しているのは2団体（9.5%）、実施していないのは19団体（90.5%）であった。ろう者団体は回答のあった11団体のうち、実施しているのは6団体（54.5%）、実施していないのは5団体（45.5%）であった。難聴者団体は回答のあった22団体のうち、実施しているのは13団体（59.1%）、実施していないのは9団体（40.9%）であった（図3参照）。

相談事業を実施していない理由をしてみると、回答した84施設・団体のうち 多い順に1位が「その他」34施設（40.5%）、2位が「人材の確保が困難」32施設（38.1%）、3位が「制度的に位置づけられていない」30施設（35.7%）、4位が「財政的に厳しい」20施設（23.8%）、5位が「相談設備や場所がない」15施設（17.9%）、6位が「ニーズがない」14施設（16.7%）であった（図4参照）。

図4 実施していない理由 (N=84)



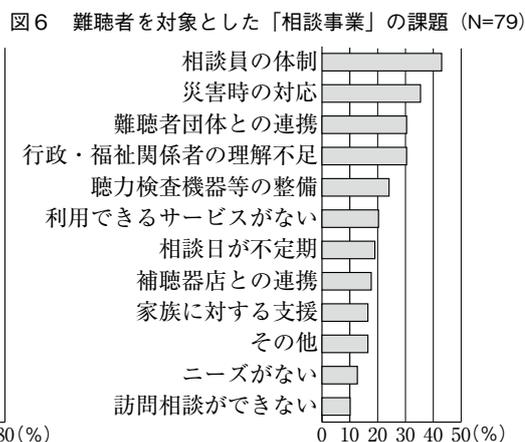
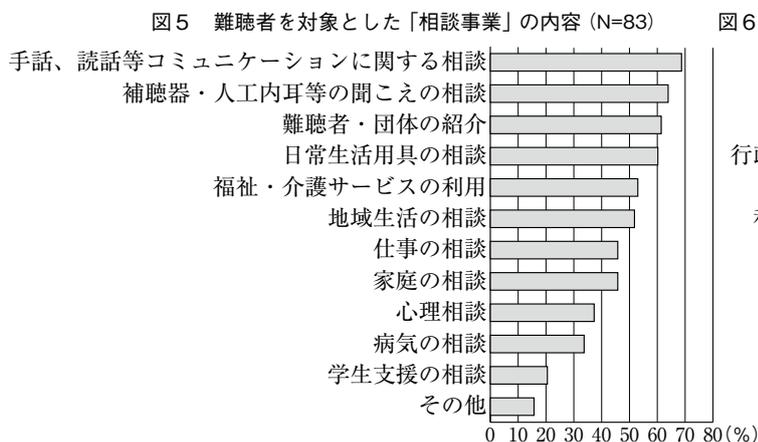
相談事業を実施していない理由の第1位が「その他」であったことから、その他に記載された自由記

述を見てみると次のようなものであった。

- ① 今までしていないので、どのようにしたら良いかわからない。でもやってみたいと思っている。
- ② 相談事業は同一法人の別事業所が行っている。相談としては、調査票問1の1～11まで全て行っているが、事業化はされていない。
- ③ 同じ建物内に入居する他の団体が実施している。
- ④ 対象者に限った相談事業というよりも、「総合相談」というかたちで対象者に限らずに相談事業を行っている。
- ⑤ ピアカウンセリングは会員同士でおこなわれており、事業としてはやっていない。
- ⑥ 継続的な支援に限界があるため。
- ⑦ 高齢者を中心とした生活上の困りごとに関する相談。
- ⑧ 既存事業で多忙。
- ⑨ 協会に入会している会員には医学的に6級(手帳)だとか、聴力がある人も何人かいますが、手話を使って情報を得たりしています。特別に難聴だからと配慮はしていません。
- ⑩ 現事業の中での対応が困難。
- ⑪ 相談が事務局や会員に来ることがあるが、その会員がわかる範囲のアドバイスをし、超えた内容は、専門家に相談することを推奨している。福祉サービスなら市町村福祉課、医学的な内容なら補聴器相談医など。
- ⑫ 来年度より実施予定。
- ⑬ 私が相談員なので、個人的には会員から相談を受ければ情報を提供している。又、メールで県内、全国からの相談にも対応している。
- ⑭ 事業として実施するための人材の確保、案内の方法、関係機関・団体との連絡などをどう進めたら良いかわからない。又、時間的ゆとりがない。
- ⑮ 難聴者ではなく、主に手話を必要とする聴覚障害者を対象とした事業所であるため。

(2) 相談内容

次に、相談事業を実施している83施設・団体の相談内容について、多い順に5位まで見てみると、1位が「手話・読話等コミュニケーションに関する相談」57施設(68.7%)、2位が「補聴器・人工内耳等の聞こえに関する相談」53施設(63.9%)、3位が「難聴者・団体の紹介」51施設(61.4%)、4位が「日常生活用具の相談」50施設(60.2%)、5位が「福祉・介護サービスの利用」44施設(53.0%)であった(図5参照)。



(3) 相談事業の課題

次に、相談事業の課題について回答のあった79施設・団体のうち、多い順に5位まで見てみると、1位が「相談員の体制」34施設(43.0%)、2位が「災害時の対応」28施設(35.4%)、3位が「難聴者団体との連携」と「行政・福祉関係者の理解不足」が各々24施設(30.4%)、5位が「聴力検査機器等の整備」19施設(24.1%)であった(図6参照)。

3 社会生活力プログラムの実施について

(1) 社会生活力プログラムの実施状況

障害者総合支援法、介護保険法、身体障害者福祉法等に定める事業を活用して、難聴者を対象とした「社会生活力を高めるプログラム」の実施について、プログラム内容の一例を示したずねたところ、回答のあった153施設・団体のうち、実施しているのは76施設(49.7%)、実施していないのは77施設(50.3%)であった(図7参照)。実施している状況を6つの施設・団体分類で見ると、聴覚障害者情報提供施設

図7 「社会生活力を高めるプログラム」の実施状況 (N=153)

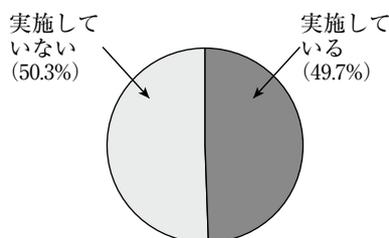
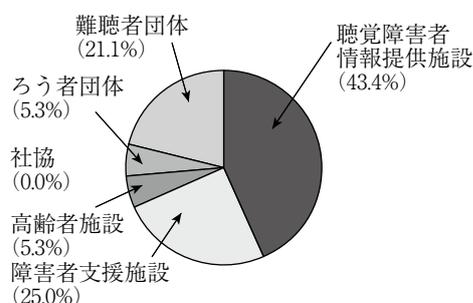


図8 社会生活力プログラムを実施している施設・団体 (N=76)



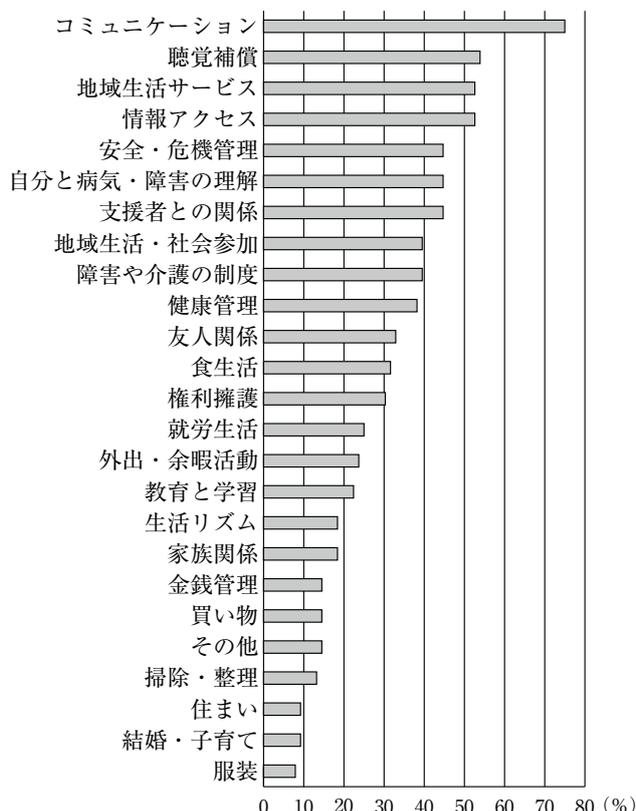
は33施設(43.4%)、障害者支援施設は19施設(25.0%)、高齢者施設は4施設(5.3%)、社協は0団体(0.0%)、ろう者団体は4団体(5.3%)、難聴者団体は16団体(21.1%)であった(図8参照)。

(2) 社会生活力プログラムの内容

実施していると回答した76施設・団体において、どのような「社会生活力を高めるプログラム」を実施しているか多い順に5位まで見てみると、1位が「コミュニケーション」57施設(75.0%)、2位が「聴覚補償」41施設(53.9%)、3位が「情報アクセス」と「地域生活サービス」が各々40施設(52.6%)、5位が「安全・危機管理」「自分と病気・障害の理解」「支援者との関係」が各々34施設(44.7%)であった。

逆に、実施しているのが少ない項目を順に5位まで見てみると、1位が「服装」6施設(7.9%)、

図9 「社会生活力を高めるプログラム」の実施 (N=76)



2位が「住まい」と「結婚・子育て」で各々7施設（9.2%）、4位が「掃除・整理」10施設（13.2%）、5位が「金銭管理」「買い物」「その他」で各々11施設（14.5%）であった（図9参照）。

また、実施している施設・団体のうち、19施設・団体からプログラムや実施要項が提供され、それらを整理し、資料編に資料1として記載した。

（3）社会生活力プログラムの課題

次に、社会生活力を高めるプログラムを実施する上での問題点をたずねると、多い順に「予算の確保」51施設（69.9%）、「人材の確保」49施設（67.1%）、「ニーズの把握」と「プログラムの内容」が各々33施設（45.2%）、「法律や制度の整備」20施設（27.4%）、「相談設備や場所の確保」17施設（23.3%）、「評価の方法」13施設（17.8%）、「その他」9施設（12.3%）であった（図10参照）。

次に、社会生活力を高めるプログラムを実施していない理由をたずねると、多い順に「制度的に位置づけられていない」40施設（43.5%）、「人材の確保が困難」37施設（40.2%）、「財政的に厳しい」30施設（32.6%）、「その他」25施設（27.2%）、「プログラムがわからない」21施設（22.8%）、「ニーズがない」20施設（21.7%）、「相談設備や場所がない」10施設（10.9%）であった（図11参照）。

図10 「社会生活力を高めるプログラム」を実施する上での問題点（N=73）

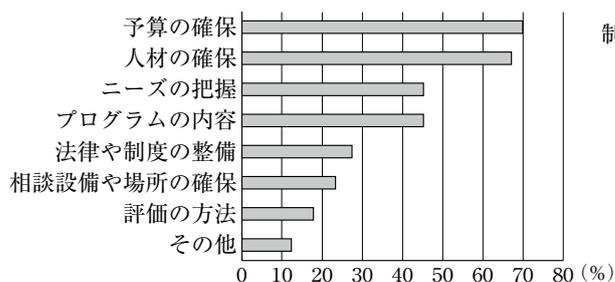
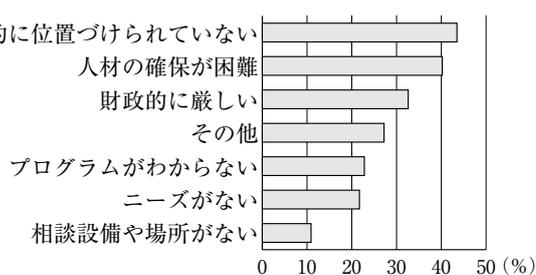


図11 実施していない理由（N=92）



社会生活力を高めるプログラムを実施していない理由のうち、「その他」の記述内容は次の通りであった。

- ① 事業は活用せず、その都度必要な話をしている。
- ② 同じ建物に入居する他の団体で実施している。
- ③ 誰もやりたいという人がいない。
- ④ 定まったプログラムというより、個々の状況に合わせて個別相談を実施している。
- ⑤ 難聴者団体の事業に協力。
- ⑥ 難聴者に特化していない。
- ⑦ 既存事業で多忙。
- ⑧ プログラムがあることも知りませんでした。
- ⑨ 必要であれば同一法人のプログラム等と連携できる。
- ⑩ 地元難聴協会に働きかけて、協会の事業にしてもらっている。プログラム作成支援を行ない、講師として協力している。

次に、施設・団体が社会生活力を高めるプログラムに取り組む場合、特に必要なことで最も多かったのは「事業の進め方に関するプログラムマニュアルが必要」64施設（48.9%）であった。（N=131）

そこで社会生活力を高めるプログラムにおける、必要性の高い項目の上位5つを見ると、第1位が「コミュニケーション」40施設（62.5%）、第2位が「聴覚補償」と「情報アクセス」が共に29施設（45.3%）、

第3位が「安全・危機管理」28施設（43.8%）、
第4位が「地域生活サービス」26施設（40.6%）、
第5位が「障害や介護の制度」24施設（37.5%）
であった（図12参照）。

図12 「社会生活力を高めるプログラム」の必要性の高い項目



4 意思疎通支援の実施について

(1) 意思疎通支援の実施状況

意思疎通支援事業についてたずねると、回答のあった155施設・団体のうち、実施しているのは87施設（56.1%）、実施していないのは68施設（43.9%）であった（図13参照）。

図13 意思疎通支援事業の実施状況 (N=155)

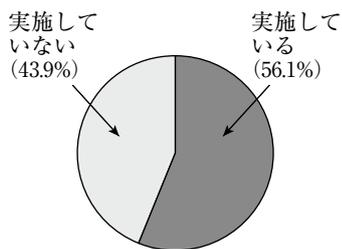


図13-1 意思疎通支援事業を実施している施設・団体

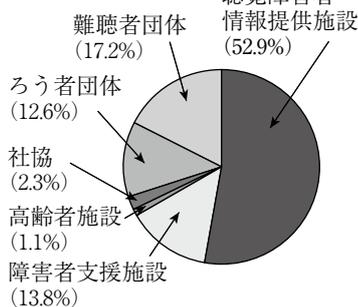
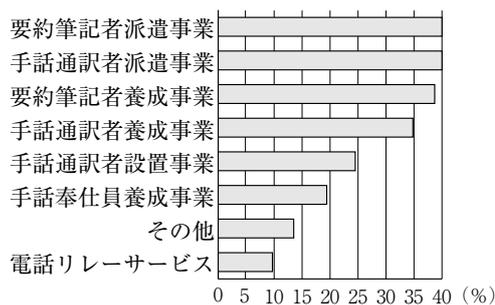


図14 実施している事業内容 (N=155)



(2) 意思疎通支援の内容

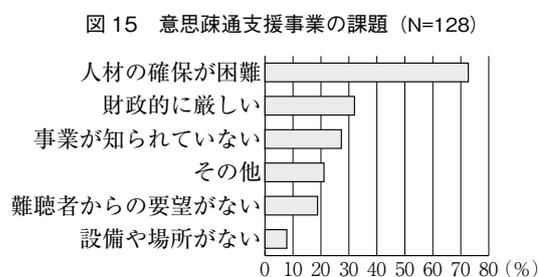
実施している87施設における事業内容は、多い順に「要約筆記者派遣事業」と「手話通訳者派遣事業」が各々62施設（71.3%）、「要約筆記者養成事業」60施設（69.0%）、「手話通訳者養成事業」54施設（62.1%）、「手話通訳者設置事業」38施設（43.7%）、「手話奉仕員養成事業」30施設（34.5%）、「その他」21施設（24.1%）、「電話リレーサービス」15施設（17.2%）であった（図14参照）。

実施している意思疎通支援事業のうち、「その他」の記述内容は次の通りであった。

- ① ファックスリレー。
- ② 盲ろう通訳・介助員派遣事業。
- ③ 法人内他事業所で実施。
- ④ 盲ろう者向け生活訓練事業。
- ⑤ 遠隔手話通訳サービス。
- ⑥ 盲ろう者通訳・介助員研修。
- ⑦ 行政が実施している。
- ⑧ 要約筆記者の研修事業。
- ⑨ 手話通訳者のボランティアでの活動協力。
- ⑩ 協力のみ。

(3) 意思疎通支援の課題

次に、意思疎通支援事業の課題をたずねると、多い順に「人材の確保が困難」93 施設(72.7%)、「財政的に厳しい」41 施設(32.0%)、「事業が知られていない」35 施設(27.3%)、「その他」27 施設(21.1%)、「難聴者からの要望がない」24 施設(18.8%)、「設備や場所がない」10 施設(7.8%)であった(図 15 参照)。



意思疎通支援の課題のうち、「その他」の記述内容は次の通りであった。

- ① 通訳者の資質向上も課題。
- ② 他団体で実施しているため。
- ③ 受講者が少ない、PR がうまくいかない。
- ④ 養成担当講師の数が足りない。
- ⑤ 現在の厚労省カリキュラムでは、多様化、高度化する派遣ニーズに応えられるような質の高い通訳者を養成することは困難です。
- ⑥ 申請手段が限定されている点、若い当事者は使いにくだろう。(窓口 or FAX のみ、メール不可、当法人の問題)
- ⑦ 行政の事業担当者の理解が乏しく、難聴者の権利が守られていない。
- ⑧ 難聴者としての自覚が形成されていないため、支援が必要と言えない。申請は抵抗があるケースが多い。
- ⑨ 派遣事業は一人のコーディネーターに全ておまかせ。(重責)
- ⑩ 行政(東京都)が居住地の違う複数の聴覚障害者の集まる場への要約筆記者の派遣に『広域性・公益性のあるもの』という条件をつけていること。
- ⑪ 要約筆記は手話と比べ、あまり認知されていない。
- ⑫ 要約筆記者の養成と試験の未実施。

- ⑬ 障害者支援事業。
- ⑭ 事業を当事者に説明、案内をしている。

5 連携の実施について

(1) 難聴者団体との連携状況

難聴者団体との連携についてたずねると、回答のあった159施設・団体のうち、連携しているのは120施設(75.5%)、実施していないは39施設(24.5%)であった(図16参照)。

図16 連携の実施状況 (N=159)

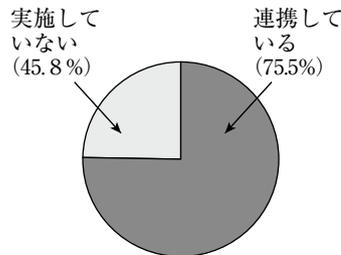
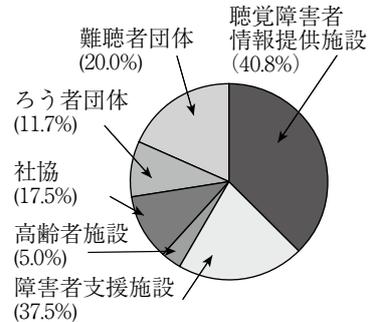


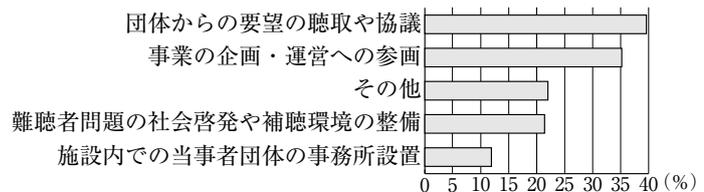
図16-1 難聴者の当事者団体と連携している施設・団体 (N=120)



(2) 難聴者団体との連携内容

連携している120施設における連携内容は、多い順に「団体からの要望の聴取や協議」63施設(52.5%)、「事業の企画・運営への参画」56施設(46.7%)、「その他」35施設(29.2%)、「難聴者問題の社会啓発や補聴環境の整備」34施設(28.3%)、「施設内での当事者団体の事務所設置」19施設(15.8%)であった(図17参照)。

図17 連携して実施している内容 (N=120)



連携している内容のうち、「その他」の記述内容は次の通りであった。

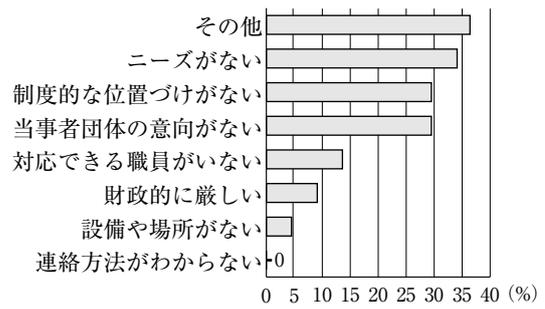
- ① 他団体で実施しているため。
- ② 地元の当事者団体がいない。
- ③ 中途失聴者・難聴者の団体を立ち上げたばかりで人数も少ない。
- ④ 難聴団体が解散してしまった。
- ⑤ 今後予定あり。
- ⑥ 当事者団体との接点がない。
- ⑦ 相談がもちこまれた事がない。
- ⑧ 直接的な連携ではなく、障害者ケア協議会という団体を通じて聴覚障害者福祉協会とつながっている。
- ⑨ 難聴者の当事者団体の活動がほとんどない。今、別組織の難聴者友の会が立ち上がり協力しているが、始まったばかり。高齢福祉に関する事業にろうあ協会として関わり、聞こえのサポート講座を今年度20万円の予算で実施。

(3) 難聴者団体との連携の課題

難聴者団体と連携していない理由をたずねると、多い順に「その他」16施設(36.4%)、「ニーズがな

い」15施設(34.1%)、「制度的な位置づけがない」と「当事者団体の意向がない」が各々13施設(29.5%)、「対応できる職員がいない」6施設(13.6%)、「財政的に厳しい」4施設(9.1%)、「設備や場所がない」2施設(4.5%)、「連絡方法がわからない」0施設(0%)であった(図18参照)。

図18 聴者団体と連携していない理由



連携していない理由のうち、「その他」の記述内容は次の通りであった。

- ① かかわりはあるが、連携のもと、事業を実施すること等はない。
- ② 連携しているといえるだけのものはなし。
- ③ 時間的余裕がない。
- ④ ボランティア、実習、見学などは受け入れしています。普段からイベントの連携はありません。
- ⑤ 必要に応じ、その都度対応している。
- ⑥ 小さな当事者団体なので。

(4) 医療機関・教育機関等との連携状況

医療機関、教育機関等との連携についてたずねると、回答のあった157施設・団体のうち、連携しているのは142施設(90.4%)、実施していないは15施設(9.6%)であった(図19参照)。

図19 連携の実施状況 (N=157)

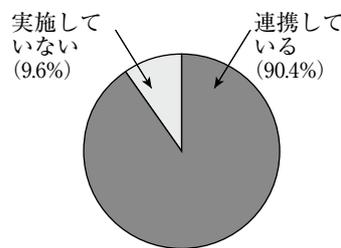
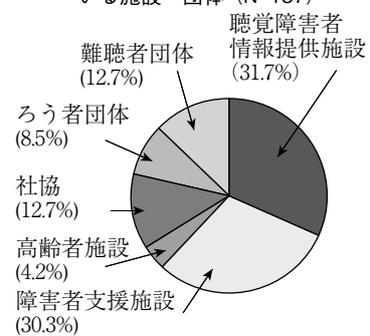


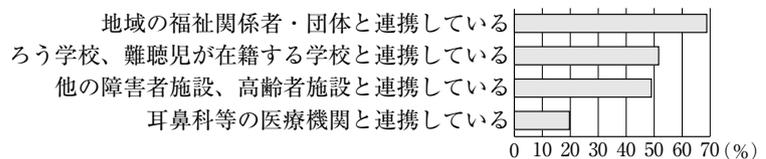
図19-1 療機関、教育機関等と連携している施設・団体 (N=157)



(5) 医療機関・教育機関等との連携内容

連携している142施設における連携内容は、多い順に「地域の福祉関係者・団体と連携している」

図20 連携内容 (N=157)



108施設(76.1%)、「ろう学校、難聴児が在籍する学校と連携している」81施設(57.0%)、「他の障害者施設、高齢者施設と連携している」77施設(54.2%)、「耳鼻科等の医療機関と連携している」31施設(21.8%)であった(図20参照)。

6 難聴者問題の啓発や補聴機器・情報機器等の貸し出しについて

(1) 啓発や貸し出しの状況

難聴者問題の啓発や補聴機器・情報機器等の貸し出しについてたずねると、回答のあった154施設・団体のうち、啓発・貸し出しをしているのは92施設(59.7%)、啓発・貸し出しはしていないのは62施設(40.3%)であった(図21参照)。

図21 啓発・貸し出しの状況 (N=154)

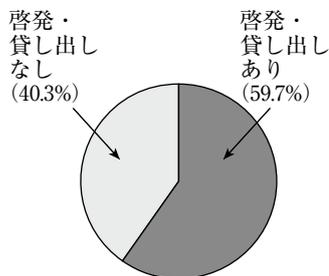
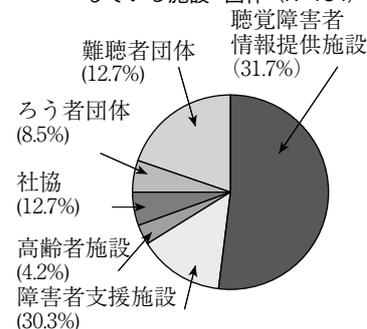


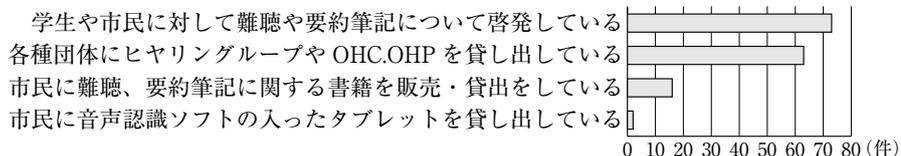
図21-1 啓発・貸し出しをしている施設・団体 (N=154)



(2) 啓発や貸し出しの内容

啓発や貸し出しをしている92施設において実施している内容は、多い順に「学生や市民に対して難聴や要約筆記に

図22 啓発・貸し出し内容 (N=92)



ついて啓発している」73施設(79.3%)、「各種団体にヒヤリンググループやOHC・OHPを貸し出している」63施設(68.5%)、「市民に難聴、要約筆記に関する書籍を販売・貸出している」16施設(17.4%)、「市民に音声認識ソフトの入ったタブレットを貸し出している」2施設(2.2%)であった(図22参照)。

7 自由記述

【相談事業について】

- 当センターは、2014年4月にスタートした全国48番目、九州最後の情報施設です。当時の知事の考え方が、「障害者も外国人も街の中心にいるべきである」ということから、佐賀市の商工ビルの県の持ち分のところに入居しています。さらに、知事の「難聴者の増加見込みに対応すべきである」との考え方から、県単独で聴力測定室を設置。言語聴覚士2名を配置して対応するとともに、認定補聴器技能者を有する補聴器専門店と連携して、補聴器の試聴、貸し出しを行なっています。月2回の補聴器キーパーソンによる相談会を実施しています。
- お世話型の事業になってしまい、主体的に関われる難聴者が少ない。難聴者が集える場の提供が少なく、ニーズがつかめない。要望に具体性がなく、具体化できるような支援ができていない。
- 手帳を所持していない難聴者、聞こえない・聞こえにくい事実を不便だ感じていない難聴者、聞こえにくいことを社会的に捉えず、ご自身の問題として解決されている方のニーズ把握が難しい。どうすれば良いか検討中。
- 聴覚障害者の中でも難聴者(中途失聴者含む)は、その障害特性から理解されにくく、対策も遅れていると日々の業務でも痛感します。潜在的ニーズは多いと思いますが、これをいかに掘り起こすかも難しいところです。聴覚障害者の中核的施設である聴覚障害者情報提供施設としても難聴者対策は重要な課題だと思います。
- 全く聞こえない場合と違い、ある程度の聴力が残り、話し方もスムーズな難聴者は人によってニ-

ズもさまざまで、ひとくりにできない難しさがある。当事者自身も自分の困難さを人や社会に説明しにくいもどかしさもあって、なかなか社会に認知されにくいと思う。そのような現状で、まず大切なのは聴力やコミュニケーションに不安を感じた時、気軽に相談できる場だと思うが、これが少ない。ピアカウンセリングなどのできる場がもっと増えてほしい。

- 難聴者は福祉的なサービスを知らない人がほとんどであり、より多くの人に啓発普及すべきと考える。特に身体障害者手帳を持たない人たちをどのように支援していくか考える必要がある。支援の谷間に埋もれる方々をどのように社会資源に繋げていくか、今後の課題である。
- 難聴者の市町村の状況把握が重要。
- 最近、何人もの方から相談を受けるようになり、私自身も困惑しています。多くの方はメンタル的な事が多く、本人の聞こえない事をどのように伝え、難聴者を支援するだけでなく、健聴者に難聴者への支援の方法を伝えてくれるほうが、難聴者はすみやすい社会の中で生活できるのではないのでしょうか？
- ろう者の場合、同じ学校で学び、仲間での情報共有がしやすいが、難聴者の場合は普通学校で育ち、仲間の存在を知らないことが多く、支援が難しいときがある。相談事業はやっていませんが、たまに来所される話を聞くと、このようなことを感じます。(静難協にお願いします)

【社会生活力を高めるプログラムについて】

- 現状では、各施設、各当事者団体が知恵を絞り、経験を生かして内外に啓発や社会生活力を高めることを実施していると思う。中途失聴者・難聴者の社会生活力を高める指導者（あるいはリーダー）養成が行なわれ、そこで学んだ当事者が、地域で行政と連携しながら事業を進めていけることがのぞましいと考えます。
- 難聴者向けの手話教室の開催を検討中（ニーズがある） ・医学的なことへのニーズの応対（連携先など） ・補聴器店との連携のあり方 ・難聴で困っているが、知られたくないという気持ちへの寄り添いと、同障とつないでいくタイミングの見極め ・難聴者の家族への理解啓発の手法、など課題に感じている。事業として取り組んでみたいが、年々シーリングで志に頼らざるを得ない。
- 先天性の難聴者と中途失聴の難聴者とでは、支援の方向性が異なってくるのではないかと思います。「聞こえにくいことが当たり前で育った」「聞こえていたものが聞こえにくくなった」後者のほうがプラスからマイナスへと変わった負のイメージが強いです。もちろん難聴者を上記2つのみにカテゴライズすることもできませんが、少なくともプログラムやカリキュラムを組む上では単一的な目標設定と、そこに至るプログラムでは十分な中身（支援の質の担保）は厳しいのではないかと思います。
- 難聴者・中途失聴者で手話を言語としない方の場合、聴力低下への恐怖、不安等で精神面のダメージが大きく（身体的には耳なり・頭痛多々有り）、外に出ること、施設への訪問までに非常に時間が必要である。支援事業があると知らない人も多く、市町村との連携も必要。親の介護問題等、親とのコミュニケーションにも困っている事例も増えつつあります。(利用者が少ない現在でも)
- 健聴者の学校に通っている難聴者の心理的な面での支援が必要。一人でがんばりすぎたり、ろう協のなかまとのつながりがない人の場合、うつ病などの病気を起こしやすいと思った。
- 当事者への支援プログラムの必要性が浸透していない。当事者の社会モデル的支援介入は幼少時から行うべきである。大人になってからでは遅いと感じる。成人以降の場合も、障害受容が最も難しい障害であり、環境調整が必要であると感じている。

- ろう高齢者向けの施設としての意見ですが、ろう高齢者の多くは現在よりはるかに厳しい状況の中で、十分な教育の機会すら与えられず、理不尽な差別をうけても、ただ我慢するしかなく、「聞こえないのだから仕方がない」というあきらめとともに、気丈に生き抜いてきた方が多いです。そのような方達が、極端な情報不足の中で「自分らしい暮らしへの願い」を言葉にするのは、なかなか簡単にできることではありません。でも人として生きていくうえでは、とても大切なこと。それをささえる為の社会生活支援プログラムは大切だと思います。
- 難聴者の手話講習会の県内各地での実施。
- 聴覚障害は外見から障害がわかりにくく、その分、支援方法もわかりにくいだけでなく、当事者も社会の中で自分がどのくらいきこえているかの把握が困難である。つまり、社会生活を送る中で「わからない部分が自分でわからない」障害でもある。そのことによって、自分の障害に対する認識が不十分になりがちで、本来必要とされるニーズも本人から生まれにくいことになる。それ故に、難聴者の支援の方法は、きこえの補償、情報保障の取り組みと共に、難聴者自身のエンパワメントを図る事業が特に大切だと思われる。その意味では、「社会生活力を高めるプログラム」には、その気づきのためのプログラム等、心理学的支援にも重きを置いてほしい。これは特に難聴児教育と深い関係にあるので、教育機関と連携しながらの取り組みが必要になるとと思われる。
- 自立訓練事業が、難聴当事者になかなか広がらないことに苦慮している。難聴協会等に所属している人にある程度伝える事が出来る。しかし、所属していない人、高齢になり難聴になった人、自宅等に引きこもっている人の場合等、事業の存在が伝わりにくい人が多数あると想定できる。当法人の相談支援専門員を通じて、各方面に働きかけているが、利用者数は微増にとどまっている。安定した事業運営がサービスの質の維持向上には不可欠であり、利用者確保は大きな課題である。難聴者の自立訓練事業は難聴者支援の為の事業としては他に例がなく、カリキュラムは試行錯誤しながら構成している。2018年度から新たに「調理学」を開始した。これは、調理師免許取得を目指し、訓練修了後は新たな社会参加の可能性を得る事を目的としている。今後も社会参加の広がりを見込みに持ち、カリキュラム構成には柔軟に対応していきたい。
- 問5（社会生活向上プログラム）の1～23の事業を実施できるような体制を整えていきたい。
- 障害者に対する生涯学習支援、サロン活動の場があるとよいと考えます。
- 全国各地へ広がっていくことを願っています。

【意思疎通支援事業について】

- 要約筆記者の派遣があった場合、ノートテイクの控え、パソコン筆記のログが禁止されていること（全要研、全難聴が提供の禁止）について、1. 医療の現場で医師の病状説明、治療方法、薬の処方等、説明があります。重度難聴者は医師の顔と要約筆記を読むのが精一杯で、聞き逃したり、メモを取ったりするのは困難です。2. 健聴者と難聴者が一緒に研修を受けた場合、理解もメモも困難です。上記1,2の場合はノートテイクの控え、ログの写しを難聴者に渡して欲しい。現行では、全要研と全難聴がログ等を渡してはならない、と全国の派遣元に通知を出した為、末端の難聴者は困っています。
- 一部の支援者や行政の理解が乏しく、難聴者のための支援制度になっていないところが大きな問題。要約筆記者や手話通訳者の地位の向上を優先するためか、意思疎通支援事業はとにかく派遣料が高い。普通の企業や一般の団体などでは、情報保障を確保しようとする気持ちがあっても、予算的に手が出ないという状況があるように思う。事業予算のみで全てまかなうのは難しいと思う。人件費

は別に考える必要があるのではないだろうか。また、派遣事業は市町の必須事業であり、取り組んでもらっているが、通訳者の人数がそろわなくても県に委託せず、資格のない通訳者を登録したりして、予算内で事業実施をはかる市町が奈良県は多い。委託したくても県への委託料がべらぼうで委託できないという実情もあるので、私たち当事者はどのように運動をすすめていけばよいのか途方に暮れているような状況。

- 難聴者職員が地域や他の障害者団体等と交流する場合（会議等含む）、手話通訳者が必須になります。ただ、小さな団体同士だと手話通訳者の準備（費用等）が難しい場合が多いです。団体から健聴職員を手話通訳者として参加させた場合、健聴職員は研修、会議に参加できません。手話通訳者準備のための予算化を広域的にしてほしいです。
- 利用された難聴・中途失聴者が、ロール紙に書かれたり、PCで入力された「ログ」を必要とされる場合がある。これに対し、全要研、全難聴は全く提供しない立場を表明している（「ログの扱い」で検索してみてください）訴訟や証拠に利用するのではなく、難聴・中途失聴者の社会参加と自立、権利擁護のためには、ログの提供は合理的配慮にあたるのではないかと思われる。法的にどう解釈されるのか。もし研究されましたらご一報下さい。また、このアンケートの結果、或いは論文等もお知らせ下さい。
- 難聴者の存在が明確でない。要約筆記の広まりがなかなかすすまない。利用者も限られている。
- 難聴者のコミュニケーション手段の支援策として要約筆記者の養成。

【連携について】

- 事務所に登録している難聴者に対し、個別に支援を行っている。相談が必要な際には、市役所や地域の聴力障害者協会につないで対応している。
- 本アンケートについて、当法人の各事業所に送付していただいておりますが、職員1名の「支援センター」で予算の裏付けもなく、グループワークを実施していくことは困難であり、その部分を施設サービスの「自立訓練（機能訓練）」として実施。相談員も同一法人職員として協力しています。この「自立訓練」の内容を難聴者の社会的・心理的リハビリに見合う内容、制度的裏付けのあるものに発展し、「支援センター」としては、そのサービスにつなぐ役割であると考えています。
- この支援事業については、聴覚障害者情報提供施設が主体になって行っており、本会としては特にやっていません（将来的には検討する可能性もある）。
- 難聴者団体の活動がほとんどないため、新しく立ち上がった友の会の活動に期待しているところです。人工内耳友の会の活動は、去年、富山で全国大会が開かれたこともあり、関わりができましたが、今年度はあまり関わりがありません。やはり、ろう者とは別のニーズがあり、活動も一緒にはできないところがあると思っています。

【アンケート調査について】

- 全て難聴者対象ではなく、ろうの施設なので、ろう・難聴含めての回答です。
- 難聴者を対象とした事業を行っていないわけではなく、権利擁護、生活福祉資金貸付、求人の紹介、生活困窮者に対する総合相談や現物給付などの対象者として、それぞれの事業で対応しています。
- アンケートの内容のねらいがよくわからない。難聴者の定義も聴覚障害者すべてに当てはまるような感じですが、具体的な質問は狭義の難聴者・中途失聴者のようでもあり、回答が今ひとつ不明確になっている気がします。

- うちの施設では、難聴者ではなく、聴覚と知的等の複数の障害を持った「ろう重複障害者」を対象としているため、あてはまらないところが多くありました。
- 特にありませんが、集計結果がまとまり、希望団体へその旨通知されるのであれば、当センターへもいただければと思います。
- このアンケートには「行政による委託事業」なのか、「行政による補助事業」なのか「各種助成金で実施している事業」なのか「団体が任意で実施している事業」なのか、という視点が欠けています。公共政策を研究するのであれば、「事業実施に必要なお金がどこから出ているか」を問わないと、現行制度における課題は見えてこないと思います。
- 難聴者の定義は非常に難しいものがあります。アイデンティティも様々ですし、聞こえの状態も様々であり、情報の受信方法に差異があります。加えて、ろう者のように、手話という共通基盤が成立しません。補聴機器が有効な人、そうでない人などがいて、読話や手話などの習得度合いも違うという雑多なまとまりでしかありません。発信という観点では、自分の音声周囲に支障なく通じる人と、発語が多くの人にとって聞き取れない人、聞き取りにくい人などがいます。こうした、受信と発信の様相の違いで、支援内容も異なってきますし、支援の対象として単純に一集団として成立しうるのかも疑問が生じました。聴覚障害があるための孤独、課題、生きづらさはろう者、難聴者、中途失聴者に共通するものが多いと思います。当事業所は、聴覚障害者対象の各種事業を展開していくなかで、個に応じた支援に留意していますこと申し添えます。

【職員や予算の確保について】

- 当事者団体であり、職員は事務職をパートとしてやっているが、他の活動は全てボランティアでやっている。人材不足で思うようにできない。
- ろうあ者と比べて、行政機関や社会の難聴者への理解はかなり不足していて、事業の助成金の確保、事業の展開など思うように進まず、大変な苦勞を強いられている。
- 当事者の任意団体であるため、事業として成立することがむずかしい。
- ろう団体と難聴当事者団体の組織が別々であり、それぞれ当事者団体として必要な支援を実施しているが、制度、予算、人材など不十分なことが多くある。
- 何かをやりたい時に必ず財政的なきびしさに直面します。助成金等をあてにしているのが現状です。京都府聴覚言語障害センターにも京都市聴覚言語障害センターと同様に耳鼻科の医師に診察してもらえるよう要望しても、財政的に無理と言われたり…。
- 十分な予算と十分な人材の配置が必要であり、現制度では不十分である。
- 情報提供施設設立以前は当事者団体として担ってきた事業の委託先が移管することに。情報提供施設はろう団体による民立民営。難聴・中途失聴の特性の理解が不足しており、要望が認められない事も。当事者団体の高齢化、人材不足により、職員としての関わりができず、運営上の情報不足も。

【施設機能の拡充について】

- 全難聴が検討している「きこえの健康支援センター」を聴覚障害者情報提供施設の機能に含むよう制度の改革が必要だと思っています。
- 手帳を持たない難聴・中途失聴者と高齢難聴者への支援事業。
- 難聴者に対する地域包括ケアの実施。
- 地域、事業所、施設合同での手話、要約筆記の勉強会の検討。

- 今後、難聴者のニーズを聞きながら、事業のあり方などを検討していきたいと考えています。

【難聴問題の啓発について】

- 聴覚障害専門の就労移行支援事業所を立ち上げて3年程経ちますが、後続がほとんどなく、その必要性に会社のみならず、当事者もあまり気づいていないようです。きこえの問題は身近な問題だということをもっと啓蒙していく必要があると感じています。
- 難聴者自身に、自己の問題について自覚が足りない。自分が社会的にどのような存在なのか考えていない。そのためにニーズが出て来ない。安易なあきらめ、現状の妥協が多い。これを改善するには、障害者としての自覚が必要だが、それを学べる場への参加が弱い。
- 施設や行政による支援は、かえって難聴者自身の自立を弱めている側面（なんでも施設に頼る）がある。
- 難聴者を対象とした支援事業をする時は、広報などで社会に伝えて欲しい。難聴者が会員以外どこにいるかわからない。
- 補聴器、人工内耳について、正しい理解を市民へ提供できる仕組みづくり（啓発事業、専門家による個別相談）の強化が必要と感じる。
- 啓発は行っているが、まだ市民の理解がないのが現状。難聴者・中途失聴者当事者にも要約筆記の周知がされていない。
- 聞こえない=手話としか考えない行政がある。高齢化により聞こえにくくなった方が増加している。手話は覚えて、使えて、読み取らなければならない。文字による要約筆記は誰でも見て確認できる。文字情報増加に啓発していく。
- 4月に手話言語法・コミュニケーション条例が施行されたが、ろう者に比べて難聴者に対する理解が少ないように思う。手話を学ぼうとする人が増えつつあるが、筆談となるといやがられる。避ける人が多い。難聴者も手話を勉強し、楽しんでいるが、なかなか覚えられず、残存聴力にたよってしまう。ゆっくりしゃべってくれる、口元をはっきり見せてくれるなど、配慮がほしいと思います。講演やイベントなどには手話が付いているが、要約筆記の場合は4人体制なので、場所がないからと付けられていないことが多い。これは難聴者に対する差別ではないでしょうか。
- 難聴者に対する正しい理解と社会に認知して頂き、難聴者の社会的自立とQOLの向上を目指してほしい。
- 難聴者は困っていても、自力で解決しようとして事業や公の場に参加されないケースが多い。高齢者が集まるイベントや事業と抱き合わせてするなどが必要になってくるかと思う。

第Ⅲ章 ヒヤリング調査の結果

1 広範な団体と連携して「耳のこと相談」に取り組む

京都府綾部市社会福祉協議会

(1) 事業の概要

京都府北部に位置する綾部市（人口3.3万人）は、高齢化が進んだ自治体である（2018年3月現在の高齢化率は37%）。1982年に聴覚障害者の専門施設であるいこいの村聴覚言語障害センター（以下「いこいの村」と言う）が綾部市に設置され、1983年からいこいの村と綾部市難聴者協会が主体となって耳の不自由な人たちの幸せを高めることを目的に「耳のこと相談」事業を開始した。1995年から綾部市社会福祉協議会が主管して「耳のこと相談」を毎年開催している。2017年度は綾部市社会福祉協議会が10万円余りの予算で、市内3か所の公民館において開催した。

(2) 事業の特徴、実施方法と効果

特徴の第一は、市内の社会福祉協議会、難聴者協会、民生児童委員協議会、障害者相談員、要約筆記サークル、聴覚言語障害者支援センターの6団体が「耳のこと相談運営委員会」を構成し、下記のように各団体の特性を生かして「耳のこと相談」を運営していることである。

役割	内容	担当（人数）
広報	あやべ市民新聞、FM放送で市民に広報 民生児童委員による対象者への呼びかけ	社協 聴言センター
受付（写真1）	受付、相談カードを作成	社協など（1人）
座談会	参加者同士の情報交流	難聴者協会（1人）
困りごと相談（写真2）	相談カードの記入 悩みを聞き助言、機関の紹介など	民児協（1人）、社協（1人）、 障害者相談員（1人）
聴力測定（写真3）	聴力測定	聴言センター（2人）
補聴器相談（写真4）	相談カードの記入	補聴器業者（1人）
要約筆記（写真5）		要約筆記サークル（3人）



写真1 受付

受付（写真1）



写真2 座談会・困りごと相談

座談会・困りごと相談（写真2）

- ・「耳のこと」について情報を提供する。
 - ・困りごとについてみんなで話し合う。
- （難聴者協会による情報提供や体験を踏まえた助言）



写真3 聴力測定

聴力測定（写真3）

聴力を測って、自分の聞こえの程度を数値で知ることができる。



写真4 補聴器相談

補聴器相談（写真4）

補聴器の試用や買い替えの相談。

聴力に合わせて補聴器の調整、掃除も行う。



写真5 要約筆記の設置

要約筆記の設置（写真5）

耳の不自由な方の耳がわりとなって、話し言葉を文字にして伝える方法。スクリーンに映すことで話の内容を目で見えて理解できる。

書いているのは、綾部要約筆記サークルみみずくの皆さん。

特徴の第二は、地域の公民館を会場に開催したり、民生委員が地域に住む耳の不自由な人に声掛けをして参加を促す等、身体障害者手帳の所持者だけでなく聞こえに不自由を感じている市民が気軽に参加できる工夫をしていることである。

2017年度の参加者19名の聴力検査結果の分布図（図1）を見ると、身体障害者手帳に該当しない人が9割近くを占めている。

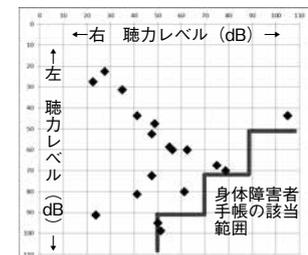


図1 聴力検査結果の分布図

特徴の第三は、毎年相談が開催されてきた結果、相談だけでなく耳の不自由な人たちが暮らしやすい街づくりの取り組みが広がっていることである。

①耳のこと相談運営委員会は毎年、敬老会の主催者に要約筆記を設置するよう働き掛けて、2017年度は市内12地区で開催された敬老会のうち、7地区に要約筆記が設置された（写真6）。



写真6 敬老会の要約筆記

②難聴者の声をもとに、「耳のこと相談運営委員会」が難聴の啓発と理解を促進するため「お願いカード」を作成し、病院や相談会等で市民に配布している（写真7）。



写真7 お願いカード

③「出前講座」と称して、高齢者を対象としたサロンや民生児童委員協議会の会議に出向き、自らの体験を基に難聴について啓発している（写真8）。



写真8 難聴者の体験を聞く民生児童委員

④聞こえに不自由を感じている市民やその家族等を中心に、広く市民を対象として「あなたと私の耳のことフェスティバル」を2018年に初めて開催した。フェスティバルでは、クイズや歌などで楽しく難聴や補聴器について学び、2018年度は62人の市民が参加した（写真9）。



写真9 うちわを上げてクイズに答える参加者

（3）まとめと課題

綾部市では、地域福祉の中心である社会福祉協議会と聴覚障害者に特化した相談支援事業所である綾部市聴覚言語障害者支援センターとが連携して、相談や啓発等を進めている。今後の事業課題の第一は、1対1の相談に終わらせず地域単位で日常的なつながりや継続的な相談を進めることである。綾部市聴覚言語障害者支援センターでは、これまでの相談記録を整理し、相談事業に役立てることにしている。第二に、難聴に関する市民啓発を幅広く進めることである。難聴者の困りごと、コミュニケーションをする際の配慮すべきこと、適切な受診や聴力測定の実施の必要性、補聴器購入時の注意点などについて、難聴者の家族、支援者等をはじめ、多くの市民に理解を広げる取り組みを進めることにしている。

2 聴覚障害者施設の専門性を高齢者福祉事業に生かしている いこいの村聴覚言語障害センター

(1) 事業の概要

京都府綾部市の東部圏域にあるいこいの村聴覚言語障害センター高齢福祉部(以下「いこいの村」)には、綾部市東部圏域を対象としたデイサービスセンター、地域包括支援センター、在宅介護支援センターが設置されている。いこいの村のある東部圏域は過疎化が進行し、綾部市内で最も高齢化率が高い。(2018年の高齢化率52.8%) また、積雪の多い地域で、ひとり暮らしの不安な高齢者が目立つ。

在宅介護支援センターでは、聴覚障害者施設の専門機能を地域に生かすため毎月第3木曜日に「耳の相談日」を実施している。相談日には認定補聴器専門店の認定補聴器技能者と介護保険制度のケアマネジャーが聴力測定や補聴器の相談・調整にあたり、毎回7～8人が利用。多くは継続的な利用者だが、毎月1～2人は近隣の包括支援センターやケアマネジャーの紹介による新規利用者がある。また、高齢の利用者が多いことから、聞こえだけでなく生活上の困りごと相談にも対応している。

(2) 事業の特徴、実施方法と効果

いこいの村における耳の相談日の特徴は、次の3点である。

第一は、ケアマネジャーが、相談を予約した人が来ない場合には安否確認をしたり、相談時は会話の理解度を確認するなど、難聴と認知症の両方から利用者にアプローチしていることである。

第二は、いこいの村デイサービス利用者の約6割が聞こえに不自由を感じていることから、デイサービスの取り組みではOHPを使った要約筆記や拡声器を利用するなど、聞こえの不自由に配慮していることである。デイサービスの利用者には「耳の相談日」を利用して聴力測定を受けたり補聴器の調整をする人もいる。

第三は、高齢者福祉における聞こえの問題について、いこいの村の広報紙等を通じて積極的に提言していることである。今回の訪問調査ではケアマネジャーから、「デイサービスでは、入浴と食事が中心で利用者が楽しむ取り組みが少ないが、介護予防事業では、リエクリエーション活動、学習活動等があるので、予防の柱として『聞こえ』を位置付ける必要がある。聞こえていないことにより、認知症が進んだと思われる方もいる。一人暮らしの方において聞こえが悪くなると電話が使えず、命の危険にもつながりかねない。早期に聞こえの低下を把握し、ご本人やご家族と聞こえの状態を共有する必要がある」との貴重な意見があった。

(3) まとめと課題

厚生労働省は「これからの介護予防」の在り方として、「リハビリテーションの理念を踏まえて、『心身機能』『活動』『参加』のそれぞれの要素にバランスよく働きかけることが重要であり、単に高齢者の運動機能や栄養状態といった心身機能の改善だけを目指すのではなく、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を促し、それによって一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援して、QOLの向上を目指す」としている。(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/yobou/index.html)

また、認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)では、難聴が認知症の危険因子の一つとして取り上げられている。

これまで、介護予防は運動、口腔・栄養、社会参加の3つが柱だったが、今回の訪問調査を通じて、「聞こえ」を介護予防の4つ目の柱に位置付け、QOLの低下を防止するため難聴者団体、高齢者施設、社協が連携した取り組みを進める必要があると思われた。

3 中途失聴者・難聴者を支援する言語聴覚士を正規職員として配置している 兵庫県立聴覚障害者情報センター

(1) 事業の概要

1990年に「視聴覚障害者情報提供施設」（以下、「情報提供施設」という）が法制化され、兵庫県では2005年に阪神淡路大震災の教訓を踏まえ、11団体の運動により兵庫県立聴覚障害者情報センター（以下、「情報センター」という）が設立された。設立時の職員は6名で、県と神戸市が共同設置し、社団法人兵庫県聴覚障害者協会に事業を委託して運営を開始した。神戸市東部に位置する灘区民ホール2階の情報センターには、設立時から言語聴覚士を配置しており、設立3年目からは常勤配置となった。現在は常勤職員6名、非常勤職員2名が手話通訳者・要約筆記者の派遣と養成、聴覚障害者向けビデオの自主製作などの業務を行っており、言語聴覚士は「聞こえの相談」「福祉機器の相談」「聴覚障害者移動相談」等を担当している。

(2) 事業の特徴、実施方法と効果

特徴の第一は、中途失聴者・難聴者を対象とした相談、コミュニケーション訓練、難聴者教室等の事業を担当する言語聴覚士や要約筆記者養成・派遣を担当する職員を常勤で配置し、中途失聴者・難聴者の支援体制を整備していることである。言語聴覚士は、聞こえ・補聴器の相談（聴力検査、疾患、補聴器適応・申請、FM補聴器、人工内耳についてなど）、福祉機器の相談（高齢に伴う聴覚補償、会社の会議における聴覚補償など）、コミュニケーションの相談（職場内、親子間、発音指導など）、生活相談（軽中度難聴者の求職、福祉制度、日中活動など）を、事前予約制で実施し、軽度難聴から重度難聴まで難聴の程度に関わらず対応している。

特徴の第二は、手話と読話の2つを位置付けた読話・手話入門（6回）や、各自のレベルに合わせて手話学習ができる初級（5回）、中級（5回）、上級（5回）の各プログラムを実施しており（2時間×計21回）、その指導を難聴者やろう者といった障害当事者が担当していることである。

読話・手話入門では、難聴者同士がペアになって自分の聞こえの状態を互いに説明したり、難聴者・家族・友人が難聴に関する情報を交流している。手話教室初級～上級は、読話・手話入門を終了した中途失聴者・難聴者が、自己評価でレベルを選択する。上級の手話教室を終了した人からは、「ろう者・難聴者・家族との会話が増えた」「サロン・サークル・難聴者協会の活動に参加した」などの感想が出され、交流の機会が広がっている。



施設内に福祉機器の展示コーナーを設置

特徴の第三は、兵庫県難聴者協会、神戸市難聴者協会、兵庫県要約筆記サークル、神戸市要約筆記サークル、情報センターの5者で、中途失聴難聴者事業推進委員会を年2回開催し、難聴者の実態、災害対策、情報センター事業等について情報交換し、課題の共有を図っていることである。また兵庫県内の自治体では、手話言語条例が制定され、手話のみならず要約筆記や難聴に関する啓発が進んでいる。こうした兵庫県内全域の中途失聴者・難聴者を巡る状況についても意見交換し、福祉の向上を図っている。

(3) まとめと課題

2019年3月現在、北海道（2019年度設置予定）と鳥取県（県独自で聴覚障がい者センターを設置）を除

く都府県に情報提供施設が設置されている。厚生労働省令「身体障害者社会参加支援施設の設置及び運営に関する基準」第四十条では、「聴覚障害者情報提供施設には、施設長その他当該聴覚障害者情報提供施設の運営に必要な職員を置かなければならない」と規定されているため、施設長以外の職員の配置状況は情報提供施設によって異なっている。

2015年10月に全国聴覚障害者情報提供施設協議会が会員50施設を対象に行った調査では、兵庫県立聴覚障害者情報センターのように言語聴覚士を配置しているのは9施設（18%）のみで、そのうち常勤で配置しているのは7施設、非常勤での配置が2施設となっている。

今回のアンケート調査でも、相談事業の課題で最も多かったのは「相談員の体制」であった。また、社会生活力を高めるプログラムを実施する上での問題点の2番目が「人材の確保」であった。

以上の点から聴覚障害者情報提供施設の運営基準に、中途失聴者・難聴者を支援する言語聴覚士等の配置を規定する必要がある。

4 専任の難聴者相談員を配置して相談や社会生活力を高める支援に取り組む 川崎市聴覚障害者情報文化センター

(1) 事業の概要

川崎市は人口151万人、市は東西に長く川崎市聴覚障害者情報文化センター（以下「川崎市情文センター」という）のある中原区は、その真ん中に位置している。聴覚障害者情報提供施設である川崎市情文センターは2000年に川崎市が設置し、指定管理は社会福祉法人川崎市社会福祉協議会が2015年まで、2016年からは社会福祉法人神奈川聴覚障害者総合福祉協会となっている。2018年度における正規職員は難聴者相談員1人を含む8人、常勤嘱託職員は2人、非常勤職員は3人の計13人が配置されている。

(2) 事業の特徴、実施方法と効果

川崎市情文センターにおける特徴の第一は、2007年度から難聴者相談員1人を専任職員として配置し、難聴者の相談、社会生活力を高める取り組みを実施していることである。今回のアンケート調査の結果では、社会生活力を高める事業を担当している職員の職種は、サービス管理者、手話通訳者、要約筆記者、ケアマネジャー、調理員、協会役員、指導員、生活支援員、相談員と多岐にわたっていたが、専任の難聴者相談員を配置しているのは川崎市情文センターだけだった。

川崎市情文センターでは、難聴者相談員が配置されたことにより、難聴者対応の窓口が明確になり相談支援や難聴に関する情報収集や発信が強化されている。

具体的には、2017年度難聴者相談の延べ対応人数は258人、相談内容は医療、福祉制度（補聴器、その他）、社会活動等、単発の相談が中心である。また最近では、高齢者福祉に従事する職員から、高齢難聴者が使える日常生活用具、補聴器等の問い合わせが増加している。

特徴の第二は、社会生活力を高める支援である「補聴器とコミュニケーションの講座」に高齢難聴者が参加しやすいよう様々な工夫を

していることである。具体的には、
①市内各区を巡回方式で開催、②講座の会場を補聴器が聞きやすい装置（ヒヤリンググループ）のある老人福祉センターとする、③各区の老人福祉センター等を管理する社会福祉協議会との協働による広報の強化、等である。講座は、補聴器の正しい理解、補聴器の限界を補うコミュニケーション手段の獲得、同じ聞こえない仲間の発見、聞こえにくい方々へのサービスなどを学ぶ内容となっている。

「補聴器とコミュニケーション講座」のチラシ

(3) まとめと課題

難聴者支援に関する第一の課題は、身体障害者手帳や補聴器交付に係る相談来所者を更生相談所に紹介しているため、川崎市情文センターで難聴者を一貫して相談支援できないことである。特に、聞こえ

だけでなく移動にも困難を伴う高齢難聴者に対して、ワンストップで聞こえの相談や福祉サービスの利用相談ができる体制づくりが必要となっている。

第二の課題は、難聴者協会の活動、読話勉強会、緊急時・災害時の対応訓練などを通じて、難聴者の社会参加の領域を拡大することである。そのため、難聴者相談員が難聴者協会主催の読話勉強会に参加して、難聴者のニーズを把握と新たな事業の展開に努めている。また、川崎市情文センターでは川崎市中途失聴・難聴者協会等と協力して行政主催の総合防災訓練に参加している。他にも、中原区総合防災訓練、武蔵小杉駅周辺帰宅困難者訓練等、聴覚障害に限らず地域の訓練に積極的に参加している。訓練では、ヘッドフォンを活用した難聴体験やホワイトボードを用いた筆談体験を取り入れ、地域住民に難聴問題の啓発を進めている。

5 43年間にわたって難聴者の手話講習会に取り組んでいる 東京都中途失聴・難聴者協会

(1) 事業の概要

NPO 東京都中途失聴・難聴者協会（以下、「都難聴」という）は、1986年に東京都中途失聴・難聴者協会として設立し、2002年にNPO、2013年に認定NPOとなっている。2018年6月末現在の会員数は602人、身体障害者手帳の有無にかかわらず、聴覚障害者福祉の増進、地域社会への寄与という法人の目的に賛同した人は誰でも入会できる。そのため、聴覚に障害のない人が110人と18%を占め、会員の53%が65歳以上の高齢者である。

都難聴では、「中途失聴・難聴者手話講習会」「手話指導者養成クラス 中途失聴・難聴者コース」「聴覚障害者のコミュニケーション教室」「高齢者の生きがい講座」といった難聴者事業に係るプログラムを都内で開催する等、先駆的な実践をしていることから、実践の経緯や効果、今後の展望等について訪問し、実情を調査した。

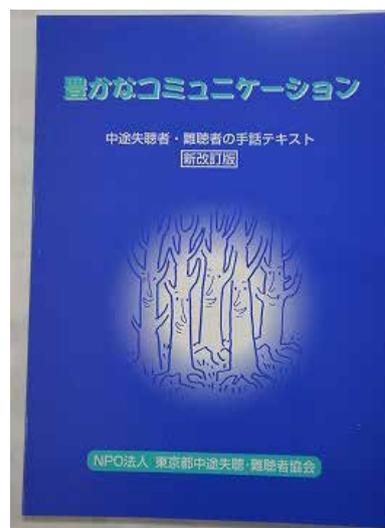
(2) 事業の特徴、実施方法と効果

事業の特徴は、コミュニケーション学習の充実を求める行動に力を入れ、とりわけ中途失聴・難聴者手話講習会、並びに手話指導者養成クラスの中途失聴・難聴者コースを継続的に進めていることである。

中途失聴・難聴者手話講習会は、ろう者団体と障害者会館建設の共同運動を進めるため難聴者も手話を学ぼうと1975年から中途失聴・難聴者のための手話講習会が始まった。手話入門では要約筆記がつけられ、ロールモデルとして中途失聴者や難聴者が講師を担当している。1999年には都難聴が中途失聴・難聴者の手話テキスト「豊かなコミュニケーション」を発行した。現在は、入門、初級、中級、上級を各22回2時間の講習で、2年間で手話を習得するプログラムとなっている。手話講習会は東京都が主催し、都難聴が講師を推薦しており、講習会で使用される手話テキストには、手話表現の他に、難聴者の手話体験談、難聴者が利用できる福祉制度や難聴関係の情報が掲載されている。

手話指導者養成クラスの中途失聴・難聴者コースは、2014年に日本財団の助成を得て、豊かなコミュニケーション中途失聴・難聴者の手話テキスト新改訂版「指導の手引き<入門編>」作成し、指導者養成講座を開始した。現在は、東京都の委託事業として東京都手話通訳派遣センターが講義、実技、実習を計12回実施し、都難聴が講師等の協力をしている。

都難聴の宇田川芳江事務局長は手話学習の効果について、「中途失聴者、難聴者の手話講習会は、手話習得の場だけでなく、仲間づ



くりの場にもなっている。手話を習得することで、補聴器や筆談加えて新たなコミュニケーション手段が加わり、コミュニケーションの負担が軽くなる。また、手話は要約筆記と異なり相手の顔を見て話せ、目で見て理解できるという良さもある」と述べた。

(3) まとめと課題

課題の第一は、手話講習会の予算に限りがあることや、予算の継続が不確定なことである。中途失聴・難聴者手話講習会の受講希望者は多いが、予算に限りがあるためクラスを増やすことができない。また、手話指導者養成クラスの中途失聴・難聴者コースは、2020年のオリンピック開催に向けた都民育成予算で行っているため、2020年以降に事業が継続できるかは不透明な状況となっている。そのため都難聴では、事業継続に向けてコース修了者の活動実態調査を予定している。

第二の課題は、中途失聴者、難聴者に対して相談からコミュニケーション学習までをワンストップで対応できる体制を確立することである。現在のところ、相談は市区の窓口、コミュニケーション学習は障害者福祉会館、障害者スポーツセンターを会場に行われていることから、多岐にわたる難聴者のニーズに対して総合的に対応できる体制が求められている。

第Ⅳ章 まとめと提言

難聴者が住み慣れた地域において QOL を維持、向上するには、気軽に相談ができる場、日常的に交流できる場、必要な支援が得られる場を整備することが重要な課題である。そこで、①相談事業、②リハビリテーションの推進（社会生活力プログラムの活用）、③意思疎通支援事業、④医療・教育・福祉の連携の4点について考察し提言を行う。

1 難聴者を対象とした相談事業について

今回の調査の結果から、52 通発送し回答のあった 49 の聴覚障害者情報提供施設のうち 38 施設(77.6%)が難聴者を対象とした相談事業を実施していた。全国聴覚障害者情報提供施設協議会（全聴情協）は、2015 年 10 月に会員 50 施設を対象とした「難聴者・中途失聴者の地域生活向上のための事業に係る調査」を実施している。この時の調査結果では「難聴者相談事業」を実施しているのは 29 施設（58%）であり、3 年間で 9 施設が増加している。また、難聴者団体においても回答のあった 23 団体の半数以上、13 団体（56.5%）において相談事業を実施しており、「一人ぼっちの難聴者をなくそう」という不断の努力がされていた。

難聴者の相談内容は、聞こえや補聴器装用といった医療に関する相談、身体障害者手帳や補聴器の交付等の福祉サービスに関する相談、手話・読話等のコミュニケーションに関する相談等であった。そのため個別相談（ケースワーク）や集団による交流（グループワーク）、拠点施設での相談や送迎付きの巡回相談（アウトリーチ）、当事者（ピアカウンセラー）を含む実行委員会による相談会の企画、施設の医師、言語聴覚士、難聴相談員（ソーシャルワーカー）等による相談等、実施形態や人員体制は、地域にある様々な社会資源を活用して相談が行われていた。

また、自由記述では、「県単独で聴力測定室を設置。言語聴覚士 2 名を配置して対応するとともに、認定補聴器技能者を有する補聴器専門店と連携して、補聴器の試聴、貸出しを行なっています。月 2 回の補聴器キーパーソンによる相談会を実施しています」といった県独自の施策により、増加する難聴者への対策を強化している回答があった。

一方で、回答のあった 159 施設・団体のうち、難聴者を対象とした相談を実施していない施設・団体が 70 施設・団体（44.0%）と半数近くあった。施設・団体が実施していない理由は「人材の確保が困難」「制度的に位置づけられていない」との回答が多くみられた。

自由記述では、「聴覚障害者の中でも難聴者（中途失聴者含む）は、その障害特性から理解されにくく、対策も遅れていると日々の業務でも痛感します。潜在的ニーズは多いと思いますが、これをいかに掘り起こすかも難しいところです。聴覚障害者の中核的施設である聴覚障害者情報提供施設としても、難聴者対策は重要な課題だと思います」、「難聴者は福祉的なサービスを知らない人がほとんどであり、より多くの人に啓発普及すべきと考える。特に身体障害者手帳を持たない人たちをどのように支援していくか考える必要がある。支援の谷間に埋もれる方々をどのように社会資源に繋げていくか、今後の課題である」と、聴覚障害者情報提供施設の役割や身体障害者手帳に該当しない軽度・中度の難聴者の課題を指摘する意見が見られた。

また、難聴者の支援を先駆的に行っている施設を訪問して調査したところ、次のような点が明らかとなった。

①耳のこと相談（京都府）……難聴者協会、要約筆記サークル、民生児童委員協議会、聴覚言語障害センター、障害者相談員、社会福祉協議会の6団体で構成する「耳のこと相談運営委員会」と綾部市が、市内巡回方式により聴力測定、補聴器相談、座談会等を1回につき2時間30分の日程で開催していた。

②聞こえの相談事業（兵庫県）……聴覚障害者情報提供施設の耳鼻科医師（嘱託）、言語聴覚士が聞こえ・補聴器の相談、福祉機器の相談、コミュニケーションの相談等を、事前予約制で実施していた。

③難聴者相談事業（川崎市）……聴覚障害者情報提供施設の難聴者相談員がケースワーク方式で社会活動、医療、福祉制度等について相談を実施していた。

①②③の実践は、市の社会福祉協議会や県・政令市レベルで設置された聴覚障害者情報提供施設が、厳しい予算の中で独自の取り組みとして実施していた。

以上の点から、難聴者を対象とした相談の担い手は、当事者相談員、言語聴覚士、難聴相談員（ソーシャルワーカー）等が中心であり、実施体制として拠点施設での相談や県内を巡回しての相談等が見られる。県内巡回による相談では、市町村の行政や社協等の総合相談窓口と連携する必要があると考えられる。

【提言】

- ・ 難聴者を対象とした相談事業を進める前提として、わが国における聴覚障害の基準を、現行の70デシベル以上からWHOの基準に準じて、補聴器の装用が適当とされる41デシベル以上に変更すること。
- ・ 補聴器は高齢者の社会参加の必需品であることから、「難聴」を医療のカテゴリーでとらえ補聴器購入に対する公的補助を創設すること。
- ・ 全都道府県に整備される聴覚障害者情報提供施設に難聴者対象の相談員が配置できるよう予算措置を講じるとともに、難聴者相談員の養成と研修を行うこと。
- ・ 高齢の難聴者が多いことから相談時の送迎、巡回による相談等、市民が相談しやすいよう配慮すること。

2 リハビリテーションの推進（社会生活力プログラムの活用）について

リハビリテーションは障害のある方々のできることを増やし、QOLのより高い生活を実現するための専門的支援であり、医学的リハビリテーション、教育リハビリテーション、職業リハビリテーション、社会リハビリテーション、リハビリテーション工学などの分野がある。社会リハビリテーションは障害のある方々の社会生活力を高めることを目的としており、社会生活力を高めるためのプログラムは1999年以来開発されているが、未だ難聴者のプログラムは開発されていない。

アンケートの調査結果から、難聴者を対象に行われている社会生活力を高める内容に関わって2つの特徴が明らかとなった。

第一の特徴は、施設・団体で実施している社会生活力を高める内容をたずねたところ、「コミュニケーション」「聴覚補償」「情報アクセス」等、情報・コミュニケーションに関する内容が多く、「服装」「住まい」「掃除・整理」等に関する内容が少ないことである。

第二の特徴は、19施設・団体から提供された社会生活力を高める事業に係る実施要項を分析した結果、短期間と長期間の2種類の事業が見られたことである。

自由記述に記された内容も多く、「聴覚障害は外見から障害がわかりにくく、その分、支援方法もわか

りにくだけでなく、当事者も社会の中で自分がどのくらいきこえているかの把握が困難である。つまり、社会生活を送る中で『わからない部分自分がわからない』障害でもある。そのことによって、自分の障害に対する認識が不十分になりがちで、本来必要とされるニーズも本人から生まれにくいことになる。それ故に、難聴者の支援の方法は、きこえの補償、情報保障の取り組みと共に、難聴者自身のエンパワメントを図る事業が特に大切だと思われる。その意味では、『社会生活力を高めるプログラム』には、その気づきのためのプログラム等、心理学的支援にも重きを置く必要がある。これは特に難聴児教育と深い関係にあるので、教育機関と連携しながらの取り組みが必要になるとと思われる、「難聴者・中途失聴者で手話を言語としない方の場合、聴力低下への恐怖、不安等で精神面のダメージが大きく（身体的には耳なり・頭痛多々有り）、外に出ること、施設への訪問までに非常に時間が必要である。支援事業があると知らない人も多く、市町村との連携も必要。親の介護問題等、親とのコミュニケーションにも困っている事例も増えつつある（利用者が少ない現在でも）」といった、社会生活力を高めるプログラムの必要性や内容、プログラムの実施体制に関する意見が見られた。この他にも、「現状では、各施設、各当事者団体が知恵を絞り、経験を生かして内外に啓発や社会生活力を高めることを実施していると思う。中途失聴者・難聴者の社会生活力を高める指導者（あるいはリーダー）養成が行なわれ、そこで学んだ当事者が、地域で行政と連携しながら事業を進めていけることがのぞましいと考えます」、「自立訓練事業が、難聴当事者になかなか広がらないことに苦慮している。難聴協会等に所属している人にある程度伝える事が出来る。しかし、所属していない人、高齢になり難聴になった人、自宅等に引きこもっている人の場合等、事業の存在が伝わりにくい人が多数あると想定できる。当法人の相談支援専門員を通じて、各方面に働きかけているが、利用者数は微増にとどまっている。安定した事業運営がサービスの質の維持向上には不可欠であり、利用者確保は大きな課題である」といった、プログラムの普及と事業継続に関する意見も見られた。

先駆的施設を訪問調査して明らかになったことは、短期間の事業は「聞こえの仕組み」「補聴器の使い方」「福祉サービスの内容」「当事者団体の活動」といった啓発・相談を中心とした内容であった。また、長期間の事業は「手話」「読話」「補聴器装用」といったコミュニケーションの改善を目指したプログラムや、「難聴当事者による体験交流」等の心理的プログラム、「パソコン・メール」等の情報機器の活用や情報アクセスに関するプログラムという内容で、東京都中途失聴・難聴者協会では手話・読話の講習テキスト、手話指導者テキストなどの先駆的な教材が作成されていた。

【提言】

- ・ 社会生活力プログラムは、医学的リハビリテーションと社会リハビリテーションの両方の内容を持ち、身体障害者手帳に該当しない人も含めて聞こえに不自由を感じている人、全てを対象とした短期間のプログラムを市町村レベルで実施すること。（実施形態は資料編の資料4「イラストで見る耳のことなんでも相談会」を参考にいただきたい）
- ・ 手話・読話等のコミュニケーション手段の獲得・向上、補聴機器の学習、仲間との交流などについて希望する人を対象に、社会生活力の獲得を目指した長期間のプログラムを県レベルで実施すること。
- ・ 身体障害者社会参加支援施設である聴覚障害者情報提供施設では、難聴者を対象とした社会生活力プログラムを必須事業に規定すること。
- ・ 難聴者が利用する聴覚障害者情報提供施設、自立訓練（機能訓練）、地域活動支援センターの職員配置基準を難聴者の利用実態に即して見直すこと。あわせて、委託料や報酬料を見直すこと。

- ・ 難聴の当事者団体が自らの経験を生かして社会生活力を高める取り組みの担い手となっていることから、難聴者団体の創意・工夫を促進するため、難聴者団体への財政支援を強化すること。

3 意思疎通支援事業について

障害者総合支援法の地域生活支援事業に位置付けられた意思疎通支援事業が市町村の必須事業となっていることから、アンケート調査の結果では要約筆記者派遣事業や手話通訳者派遣事業をはじめ、要約筆記者養成事業、手話通訳者養成事業の実施率が高くなっていった。その反面、各施設・団体において派遣事業の担い手である要約筆記者や手話通訳者等の人材確保に苦慮しているという実態がみられた。

その理由として、自治体に登録されている要約筆記者や手話通訳者が高齢化していること、派遣手当が低額であること、登録者の現任研修が不足していること等が挙げられる。

また、事業所からは意思疎通支援事業の課題として、「事業が知られていない」36施設（22.6%）、「難聴者からの要望がない」25施設（15.7%）といった回答が多くみられた。

難聴者団体からは、自由記述で、「要約筆記者の派遣があった場合、ノートテイクの控え、パソコン筆記のログが禁止されていること（全要研、全難聴が提供の禁止）について、医療の現場で医師の病状説明、治療方法、薬の処方等、説明があります。重度難聴者は医師の顔と要約筆記を読むのが精一杯で、聞き逃したり、メモを取ったりするのは困難です。また、健聴者と難聴者が一緒に研修を受けた場合、理解もメモも困難です」等、要約筆記の運用に関する意見が見られた。

【提言】

- ・ 意思疎通支援事業の利用者の範囲を、障害者手帳を持っていない聴覚障害者に広げること。
- ・ 要約筆記者の養成・研修課程を強化し、それに伴う待遇の改善、身分保障を整備すること。
- ・ 高齢者・難聴者を初め、広く市民に意思疎通支援事業を啓発するため、敬老会等の行事に要約筆記を配置すること。
- ・ ITを活用した遠隔での意思疎通支援について検討を推進すること。

4 連携の実施について

難聴者への継続的、総合的な支援体制を構築するため、医療分野、高齢福祉分野、教育分野の連携は不可欠である。今回の調査から、特に医療分野との連携が弱いことが明らかとなった。いこいの村聴覚言語障害センターへの訪問調査において、①介護分野では包括支援センター等が介護予防事業として運動、口腔・栄養、社会参加の3つを柱に実施しており、認知症を予防するため市民啓発にも力を入れている、②健康維持、認知症予防の前提には人との交流、コミュニケーションが重要な要素となっており、聞こえにくいこと、聞こえないことと認知症との関係の研究も進んでいる、③過疎地で一人暮らしをする高齢者は、難聴により電話が困難となり、時として命にかかわる問題にもなる、等の説明があった。

また、調査の自由記述で「相談がもちこまれた事がない」「地元の当事者団体がない」等の意見が出

されており、難聴者の社会参加が遅れていることが示されていた。高齢化社会において難聴者は増えており、日本補聴器工業会の調査（2018年）によると18歳以上の難聴者率は13.2%であることから、約1500万人が難聴と推測される。しかし全日本難聴者・中途失聴者団体連合会に加入している難聴者は僅か3千人程度で、全難聴に加入した人々が多大な負担を負いながら難聴者のリハビリテーションや福祉施策の充実を求める社会活動に従事している状況がある。

さらに自由記述では、「難聴者団体の活動がほとんどないため、新しく立ち上がった友の会の活動に期待しているところです。人工内耳友の会の活動は、去年、富山で全国大会が開かれたこともあり、関わりができましたが、今年度はあまり関わりがありません。やはり、ろう者とは別のニーズがあり、活動も一緒にはできないところがあると思っています」等、地域における難聴者団体とろう者団体との連携や活動の強化について意見が出されている。

【提言】

- ・ 「難聴」への対応を早期に行うため、高齢者分野と連携して介護予防事業の4つ目の柱として「聞こえ」を位置づけること。（早期対応の事例として、25頁で紹介した「あなたと私の耳のことフェスティバル」を参考にしていきたい）
- ・ 難聴者の支援に関わって耳鼻咽喉医等の医療分野や、ろう者団体との連携を促進すること。

5 その他

以上の他に、アンケート調査の自由記述には、「全日本難聴者・中途失聴者団体連合会が検討している『きこえの健康支援センター』を聴覚障害者情報提供施設の機能に含むよう制度の改革が必要だと思います」、「4月に手話言語法・コミュニケーション条例が施行されたが、ろう者に比べて難聴者に対する理解が少ないように思う。手話を学ぼうとする人が増えつつあるが、筆談となるといやがられる。避ける人が多い。難聴者も手話を勉強し、楽しんでいるが、なかなか覚えられず、残存聴力にたよってしまう。ゆっくりしゃべってくれる、口元をはっきり見せてくれるなど、配慮がほしいと思います。講演やイベントなどには手話が付いているが、要約筆記の場合は4人体制なので、場所がないからと付けられていないことが多い。これは難聴者に対する差別ではないでしょうか」といった聴覚障害者情報提供施設のあり方、手話言語条例や情報・コミュニケーション条例に係る意見があり、今後の検討課題である。

資料編

資料1 全国19施設における難聴者支援の取り組み

施設・事業所名	施設の事業種別	事業内容	事業実施期間	講師等
1 名身連聴覚言語障害者情報文化センター（名古屋市）	聴覚障害者情報提供施設	手話で習う浴衣着付け 定員 20 人（6人）	月 1 回（2H） 全 3 回	
		手話教室 初級 定員 20 人（27人、25人）	週 1 回（2H） 前・後期各 15 回	講師 認定手話通訳者
		読話教室 定員 15 人（4人）	月 2～3 回（2H） 全 10 回	講師 難聴者 「実践読話学習テキスト」使用
		手話倶楽部 定員 20 人（16人）	月 2 回（2H） 通年	講師 認定手話通訳者
		難聴学習セミナー「人工内耳について」 定員なし	1 回（2.5H）	
2 あいち聴覚障害者センター（愛知県）	聴覚障害者情報提供施設	トータルコミュニケーション教室（手話・読話）	月 1 回（2H） 全 12 回	
		第 1 回リハビリ講座「聞こえの支援機器を活用しよう —家庭用ヒヤリンググループ 音声認識アプリ—」定員 50 人	1 回（5H）	講師 電気通信事業者 講師 手話通訳士
		第 2 回リハビリ講座「午前 何でも語ろう会、午後 笑って元気！楽しいヨガ」定員 30 人	1 回（5H）	講師 笑いヨガ認定資格者
		第 3 回リハビリ講座「午前 要約筆記を利用した話し合い 聞こえの不自由さにとらわれない生活とは！ 午後 きこえの不自由さがもたらす影響—心理面、社会面など—」定員 50 人	1 回（4.5H）	講師 元聾学校教員 リハビリ講座の企画運営は難聴者協会
		巡回聴覚障害者センター「手話、要約筆記の派遣依頼の仕方」「契約トラブルの対処法」「生活習慣病」「お葬式のマナー」「お墓のこと」県内で巡回開催	1 回（4.5H）	難聴者だけでなく、ろう者も参加
3 宇治田原町社会福祉協議会（京都府）	社協	聞こえのサロン 「子どもたちと楽しいゲーム」 希望者には聴力測定、補聴器相談あり	1 回（4H） 2010 年から年 3 回町内で開催	要約筆記サークル、障害者生活支援センターが協力
4 佐賀県聴覚障害者サポートセンター（佐賀県）	聴覚障害者情報提供施設	聞こえのセミナー「補聴器装用者の体験談」「補聴器をつけてのおしゃべり」	1 回（1.5H）	講師 難聴者 認定補聴器技能者
		みみサポーター養成講座「難聴の疑似体験」「補聴機器」「場面別のサポート」 定員 10 人	3 回（1.5H）	講師 難聴者 認定補聴器技能者
5 秋田県難聴者・中途失聴者協会（秋田県）	当事者団体	講演会と懇談会「障害者差別解消法の概要」（8人） 研修会「ヒヤリンググループ」（13人） 手話講習会 定員 30 人	1 回（2H）	講師 難聴者
6 障害者支援センター「みなみかぜ」（京都府）	自立訓練（機能訓練）	「健康学習」「パーベキュー」「読話」「手話学習」「IT 学習」「調理学習」「聞こえの基礎知識」 定員 10 人	週 1～5 回（5H） 通年	

施設・事業所名	施設の事業種別	事業内容	事業実施期間	講師等
7 聴力障害者情報文化センター (東京都)	聴覚障害者情報提供施設	シニアサロン 「ゲーム」「体操」	1回 (2.5H)	
		難聴者サロン	1回 (2H)	
		手話サロン	月1回 (1.5H) 全10回	
		働く人のためのサロン	1回 (2H)	
		文化教養講座 「いけばな」「書道」「絵画」「英語」「ヨガ」 各講座定員15～20人	各講座 月1回 (1.5H～4H) 全10回、書道は全5回	
		単発企画「お花見」「スマホ講座」「特別講演会」「理解啓発講座—聴導犬、手話—」「社会見学」「フィットネス」「クリスマス会」	各1回	
8 京都市聴覚言語障害センター (京都市)	聴覚障害者情報提供施設	コミュニケーション教室「講演とグループで話し合い」「サロン」「手話講座」定員40人	講演、サロン 月1回 (2H) 全8回	講師 手話通訳者 言語聴覚士
			1回 (2.5H) 手話講座 月3～4回 (2H) 全10回	講師 難聴者
		聞こえの相談と交流研修会 in 亀岡「制度」「手話言語条例」「機器説明」	1回 (3H)	講師 難聴者協会会長 対象 難聴者と家族
9 高知県聴覚障害者情報センター (高知県)	聴覚障害者情報提供施設	手話教室	月2～3回 (1.5H) 全5回	対象 難聴者と家族
10 川崎市聴覚障害者情報文化センター (川崎市)	聴覚障害者情報提供施設	補聴器とコミュニケーションの講座「補聴器の基本知識」「読話」「手話」「聞こえを助ける機器」「要約筆記」「難聴者との接し方」	週1回 (2H) 全4回	講師 言語聴覚士 難聴者 市内3か所で開催
		ろう者・難聴者のための健康学習会「血圧の基本」	1回 (2.5H)	講師 医師
		聴覚障害者防災訓練「メールの送受信・避難場所確認」	1回 (2.5H)	市内7か所で実施
		聴覚障害者福祉講座「講演」「グループ討論」	月1回 (3H) 全5回	講師 ろう連盟役員 元施設長
		読話勉強会 (難協主催の事業で講師担当)	月1～2回 全9回	講師 難聴者相談員
11 東京都中途失聴・難聴者協会 (東京都)	当事者団体	聴覚障害者のコミュニケーション教室「筆談の工夫と効果」「補聴器の使い方」「人工内耳の潮流」「手話」「耳の病気」「ヒヤリンググループ」 定員50人	月1回 (2.5H) 全9回	講師 難聴者 医師 補聴器業者
		地域コミュニケーション啓発講座「聞こえない悩みへの支援とは～福祉制度と補聴器活用を知ろう～」	1回 (1.5H)	府中市で開催、地域難協が後援 講師 難聴者協会理事長
		高齢者の生きがい講座「講演」「読話」「サークル体験」「手話」 定員30人	月1～2回 (2.5H) 全12回	講師 施設長 難聴者
		実践読話講習会 定員25人	月2回 (2H) 全17回	対象 難聴者と家族

	施設・事業所名	施設の事業種別	事業内容	事業実施期間	講師等
12	静岡県中途失聴・難聴者協会 (静岡県)	当事者団体	中途失聴・難聴者生活訓練事業「聴覚生理・心理」「体験発表」「社会資源の活用―要約筆記―」「補聴器に関する講演」「受援力を高めよう」「補聴援助システム」	月2回(3H) 全6回	講師 難聴者協会理事長 全難聴役員
13	沖縄聴覚障害者情報センター (沖縄県)	聴覚障害者情報提供施設	難聴・中途失聴者のための手話講習会	1回(2.5H)	講師 大学教員
14	山梨県立聴覚障害者情報センター (山梨県)	聴覚障害者情報提供施設	中途失聴者・難聴者のためのコミュニケーション教室 定員20人	月1回(2.5H) 全8回	
15	山形県聴覚障害者情報支援センター (山形県)	聴覚障害者情報提供施設	生活訓練講座「難聴者のための交通安全講座」 主催は山形県中途失聴・難聴者協会	1回(2H)	講師 警察官
16	大阪聴力障害者協会 (大阪府)	当事者団体	難聴者のための手話教室 定員30人	月1～3回(2H) 全21回	講師 聴覚障害者
17	兵庫県立聴覚障害者情報センター (兵庫県)	聴覚障害者情報提供施設	コミュニケーション教室 読話 手話 (受講者延べ214人)	月1～3回 各会場1～4回	講師 言語聴覚士 県内6か所で開催
			難聴者のための手話教室 初級 中級 上級 (受講者延べ178人)	月4回(2H) 各コース5回	
			たじま地域難聴者教室「ストレッチ」「介護保険の話」「ノートテイク体験」	月1回(2H) 全2回	講師 要約筆記者 介護支援専門員
			手話歌を楽しもう 参加者7～11人	月1回(2H) 全5回	講師 難聴者
			読話サークル 参加者9～14人	月1回(2H) 全5回	講師 言語聴覚士
			手芸サークル 参加者5～9人	月1回(2H) 全12回	講師 中途失聴により 講師業をやめていた人
			中途失聴難聴事業推進委員会の開催	年間2回	
18	神奈川県聴覚障害者福祉センター (神奈川県)	聴覚障害者情報提供施設	コミュニケーション講座「聞こえの仕組み」「読話」「手話」「体験談」 定員30人	月1回(2H) 全12回	講師 医師 言語聴覚士 難聴者
			難聴者サロン	1回(2H) 全3回	
19	埼玉聴覚障害者情報センター (埼玉県)	聴覚障害者情報提供施設	難聴者・中途失聴者手話講習会 定員20人	週1回(2H) 全21回	

資料2 難聴者を対象とした支援に関する調査集計

記号	施設・団体種別	記号	施設・団体種別	記号	施設・団体種別
I	聴覚障害者情報提供施設	II	障害者支援施設	III	高齢者施設
IV	社協	V	ろう者団体	VI	難聴者団体

1 運営主体

種別	I	II	III	IV	V	VI	合計
種別合計	49	45	6	21	14	24	159
運営主体名							
1 社会福祉法人	28	27	6	21	1	0	83
2 NPO法人	0	9	0	0	0	11	20
3 社団法人	14	5	0	0	11	0	30
4 その他	7	4	0	0	1	10	22
無回答	0	0	0	0	1	3	4

2 障害者支援施設の業内容

施設名	事業内容
施設入所支援	4
自立訓練	2
生活介護	11
就労移行	7
就労継続	19
相談支援	6
地域活動支援センター	9
居宅介護	1
共同生活援助	6
その他	4
合計	69

3 高齢者施設の事業内容

施設名	事業内容
特別養護老人ホーム	3
養護老人ホーム	1
通所介護	1
通所リハビリテーション	0
訪問介護	0
居宅介護支援	1
介護予防・日常生活支援総合事業	1
その他	2
合計	9

4 難聴者を対象とした「相談事業」の実施 (N=153)

実施状況	I	II	III	IV	V	VI	合計	割合
実施している	38	20	4	2	6	13	83	54.2%
実施していない	10	25	2	19	5	9	70	45.8%

記号	施設・団体種別	記号	施設・団体種別	記号	施設・団体種別
I	聴覚障害者情報提供施設	II	障害者支援施設	III	高齢者施設
IV	社協	V	ろう者団体	VI	難聴者団体

5 実施している相談内容 (N=83)

相談内容	I	II	III	IV	V	VI	合計	割合
1. 補聴器・人工内耳等の聞こえの相談	25	10	3	0	4	11	53	63.9%
2. 手話、読話等コミュニケーションに関する相談	30	12	2	1	4	8	57	68.7%
3. 福祉・介護サービスの利用	20	14	4	1	2	3	44	53.0%
4. 日常生活用具の相談	28	9	3	0	3	7	50	60.2%
5. 心理相談	16	9	2	0	1	3	31	37.3%
6. 仕事の相談	24	9	1	1	2	1	38	45.8%
7. 家庭の相談	22	8	4	1	2	1	38	45.8%
8. 病気の相談	14	8	3	0	1	2	28	33.7%
9. 地域生活の相談	25	11	3	1	2	1	43	51.8%
10. 学生支援の相談	13	1	1	0	2	0	17	20.5%
11. 難聴者・団体の紹介	31	10	1	1	3	5	51	61.4%
12. その他	6	2	0	2	3	0	13	15.7%

6 「相談事業」を担当する職員 (N=74)

両者：聞こえる職員と聴覚障害のある職員の両者が担当

総職員数	総事業所数	専任者のみで運営			兼任者のみで運営			専任者と兼任者との運営					
		聞こえる者	聴障者	両者	聞こえる者	聴障者	両者	専任者			兼任者		
事業所数		聞こえる者	聴障者	両者	聞こえる者	聴障者	両者	聞こえる者	聴障者	両者	聞こえる者	聴障者	両者
1	16	3			13			0					
		1	2	0	8	5	0	—	—	—	—	—	—
		事業所数			事業所数			事業所数			事業所数		
2	24	3			15			6					
		1	0	2	5	1	9	6	0	0	4	2	0
		事業所数			事業所数			事業所数			事業所数		
3	13	2			5			6					
		0	2	0	1	2	2	3	1	2	0	4	0
		事業所数			事業所数			事業所数			事業所数		
4	8	1			3			4					
		0	0	1	0	0	3	1	2	1	1	0	3
		事業所数			事業所数			事業所数			事業所数		
5人以上	13	2			9			2					
		0	0	2	2	3	4	2	0	0	1	0	1
		事業所数			事業所数			事業所数			事業所数		

記号	施設・団体種別	記号	施設・団体種別	記号	施設・団体種別
I	聴覚障害者情報提供施設	II	障害者支援施設	III	高齢者施設
IV	社協	V	ろう者団体	VI	難聴者団体

7 「相談事業」を担当する聴覚障害職員 (N=74)

	専任担当職員数		兼任担当職員者数	
	聞こえる者	聴障者	聞こえる者	聴障者
1人	3		13	
	1	2	8	5
2人	12		36	
	10	2	23	13
3人	15		24	
	6	9	7	17
4人	9		23	
	4	5	16	7
5人以上	22		78	
	13	9	51	27
総合計	61		174	
	34	27	105	69

8 難聴者を対象とした「相談事業」の課題 (N=79)

課 題	I	II	III	IV	V	VI	合計	割合
1. 利用できるサービスがない	6	5	1	0	1	3	16	20.3%
2. ニーズがない	1	3	1	0	2	3	10	12.7%
3. 難聴者団体との連携	12	5	1	0	5	1	24	30.4%
4. 補聴器店との連携	7	6	0	0	1	0	14	17.7%
5. 聴力検査機器等の整備	12	2	1	0	1	3	19	24.1%
6. 相談員の体制	18	9	0	1	2	4	34	43.0%
7. 相談日が不定期	3	4	0	0	2	6	15	19.0%
8. 訪問相談ができない	6	1	0	0	0	1	8	10.1%
9. 家族に対する支援	7	3	0	0	2	1	13	16.5%
10. 行政・福祉関係者の理解不足	8	7	2	0	2	5	24	30.4%
11. 災害時の対応	12	8	0	0	1	7	28	35.4%
12. その他	8	3	1	1	0	0	13	16.5%

9 難聴者を対象とした「相談事業」を実施していない理由 (N=84)

理 由	I	II	III	IV	V	VI	合計	割合
1. 財政的に厳しい	3	5	0	3	1	8	20	23.8%
2. 人材の確保が困難	5	10	1	4	3	9	32	38.1%
3. 制度的に位置づけられていない	3	14	2	7	1	3	30	35.7%
4. ニーズがない	2	4	0	3	4	1	14	16.7%
5. 相談設備や場所がない	2	2	1	0	1	9	15	17.9%
6. その他	6	8	0	10	4	6	34	40.5%

記号	施設・団体種別	記号	施設・団体種別	記号	施設・団体種別
I	聴覚障害者情報提供施設	II	障害者支援施設	III	高齢者施設
IV	社協	V	ろう者団体	VI	難聴者団体

10 社会生活力プログラムの実施

	I	II	III	IV	V	VI	合計	割合
実施している	33	19	4	0	4	16	76	47.8%
実施していない	15	25	2	21	8	6	77	48.4%
無回答	1	1	0	0	2	2	6	3.8%

11 難聴者を対象に「社会生活力を高めるプログラム」を実施している項目 (N=153)

実施項目	I	II	III	IV	V	VI	合計	割合
1. 聴覚補償	18	6	2	0	2	13	41	26.8%
2. 健康管理	8	13	3	0	0	5	29	19.0%
3. 食生活	7	10	3	0	0	4	24	15.7%
4. 生活リズム	5	7	1	0	0	1	14	9.2%
5. 安全・危機管理	12	11	3	0	2	6	34	22.2%
6. 金銭管理	4	3	3	0	0	1	11	7.2%
7. 住まい	2	5	0	0	0	0	7	4.6%
8. 掃除・整理	4	4	1	0	0	1	10	6.5%
9. 買い物	4	4	3	0	0	0	11	7.2%
10. 服装	2	4	0	0	0	0	6	3.9%
11. 自分と病気・障害の理解	12	11	3	0	1	7	34	22.2%
12. コミュニケーション	24	12	3	0	3	15	57	37.3%
13. 家族関係	7	6	1	0	0	0	14	9.2%
14. 友人関係	10	7	2	0	0	6	25	16.3%
15. 支援者との関係	14	8	3	0	0	9	34	22.2%
16. 教育と学習	5	6	3	0	1	2	17	11.1%
17. 就労生活	8	4	1	0	1	5	19	12.4%
18. 結婚・子育て	4	3	0	0	0	0	7	4.6%
19. 外出・余暇活動	6	9	2	0	0	1	18	11.8%
20. 地域生活・社会参加	11	11	1	0	0	7	30	19.6%
21. 障害や介護の制度	10	10	3	0	0	7	30	19.6%
22. 地域生活サービス	15	11	2	0	1	11	40	26.1%
23. 権利擁護	7	7	2	0	0	7	23	15.0%
24. 情報アクセス	19	10	0	0	0	11	40	26.1%
25. その他	7	2	0	0	1	1	11	7.2%

記号	施設・団体種別	記号	施設・団体種別	記号	施設・団体種別
I	聴覚障害者情報提供施設	II	障害者支援施設	III	高齢者施設
IV	社協	V	ろう者団体	VI	難聴者団体

12 社会性活力プログラムの展開の仕方

年間回数	事業所数	時間	事業所数
1～5	22	1時間	1
		2時間	15
		3時間	2
		4時間	4
		5時間以上	0
6～10	7	1時間	1
		2時間	3
		3時間	1
		4時間	1
		5時間以上	1
11～15	13	1時間	0
		2時間	9
		3時間	2
		4時間	1
		5時間以上	1
16～20	5	1時間	1
		2時間	3
		3時間	1
		4時間	0
		5時間以上	0
21以上	10	1時間	1
		2時間	8
		3時間	0
		4時間	0
		5時間以上	1
合計	57	1時間	4
		2時間	38
		3時間	6
		4時間	6
		5時間以上	3

13 社会生活力プログラムの担当職員の職種・資格

手話通訳者	介護福祉士	精神保健福祉士	生活支援員
聴覚障害相談員	ケアマネージャー	薬剤師	ろうあ相談員
難聴者相談員	社会福祉士	当事者団体の役員	外部講師に依頼
要約筆記者	社会保険労務士	相談支援専門員	行政委託のアドバイザー
管理栄養士	言語聴覚士	相談員	市職員
調理員	コミュニティーワーカー	指導員	

14 社会生活力プログラムの実施場所

実施場所	合計（件）
施設・事業所内で実施	29
施設・事業所外で実施	15
施設・事業所内・外で実施	19

記号	施設・団体種別	記号	施設・団体種別	記号	施設・団体種別
I	聴覚障害者情報提供施設	II	障害者支援施設	III	高齢者施設
IV	社協	V	ろう者団体	VI	難聴者団体

15 「社会生活力を高めるプログラム」を実施する上での問題点 (N=73)

問題点	I	II	III	IV	V	VI	合計	割合
1. 予算の確保	22	13	1	0	2	13	51	69.9%
2. 人材の確保	19	15	2	0	1	12	49	67.1%
3. 法律や制度の整備	8	6	1	1	1	3	20	27.4%
4. ニーズの把握	16	7	1	0	1	8	33	45.2%
5. 相談設備や場所の確保	4	4	2	0	0	7	17	23.3%
6. プログラムの内容	12	13	1	0	1	6	33	45.2%
7. 評価の方法	5	6	0	0	0	2	13	17.8%
8. その他	3	3	1	0	1	1	9	12.3%

16 「社会生活力を高めるプログラム」を実施していない理由 (N=92)

理由	I	II	III	IV	V	VI	合計	割合
1. 財政的に厳しい	7	7	0	5	5	6	30	32.6%
2. 人材の確保が困難	9	10	1	5	5	7	37	40.2%
3. 制度的に位置づけられていない	12	12	2	9	4	1	40	43.5%
4. ニーズがない	5	7	0	3	4	1	20	21.7%
5. 相談設備や場所がない	1	4	0	1	1	3	10	10.9%
6. プログラムがわからない	5	8	1	1	3	3	21	22.8%
7. その他	6	7	0	7	2	3	25	27.2%

17 「社会生活力を高めるプログラム」に取り組む場合、特に必要なこと (必要だと思われること)
(N=131)

必要項目	I	II	III	IV	V	VI	合計	割合
1. 事業を行う職員の資質向上が必要	21	19	5	3	4	9	61	46.6%
2. 事業をおこなう職員の増員が必要	24	19	4	2	4	6	59	45.0%
3. 事業の進め方に関するプログラムマニュアルが必要	24	19	4	2	5	10	64	48.9%
4. 事業を行う場所の確保が必要	8	14	3	2	3	8	38	29.0%
5. 事業の必要性に関する職員の理解が必要	13	9	4	2	4	5	37	28.2%
6. 事業に対する管理者の理解が必要	8	10	1	0	2	6	27	20.6%
7. 必要な事業予算の確保	18	15	3	3	3	8	50	38.2%
8. 事業の制度的な位置づけが必要	20	14	2	9	6	6	57	43.5%
9. その他 (具体的にご記入ください)	6	4	0	2	0	3	15	11.5%

18 職員の資質向上に必要な自由記述

それぞれ内容に詳しい職員が必要。
プログラムのねらい、進行、観察技術など評価。
プログラムの内容を学ぶ。グループワークのスキルを高める。
ろう者のニーズ把握に偏りがちなため、難聴者のニーズ把握力と、それに即した事業展開力が求められる。
可能なら、社会福祉士や介護福祉士、精神保健福祉士などの福祉に関する専門資格が求められる。又は要約筆記者。
学ぶ意欲はあるが、資金的に苦しい。地方での研修が主となる。
兼務職が多いので、雇用・労働環境のあり方の検討が必要。
権利擁護の意識向上。
研修会等に参加し、知識を深める。
社会生活力に関する難聴者との関わり、経験、その他知識。
社会福祉について、法律や制度について習熟する必要がある。
手話、読話の向上、知識力・行動力向上。
充実したプログラムを実施するために必要と思われる研修や学習、プログラムを準備するための時間、相談する時間。
情報共有。
人権感覚を基にした障害についての正しい理解と難聴のきこえ等の理解。併せて対人援助技術。
専門知識、専門資格（ST）。
中途失聴者・難聴者の特性等の理解を深める。専門知識の向上。
聴覚障害だけでなく、他の障害の理解、知識、又はそのことを備えている人材。
適切なカリキュラム実施のための日々の学習研鑽。
同職種の集まり、情報交換の場。
難聴者についての知識・学習。
難聴者に限らず、様々な障がいや症状、制度やサービス、地域資源を理解すること。
難聴者の心理特性、個別性、コミュニケーションの方法の理解。
難聴者の理解と支援について、当事者から学び、又、運動団体の経験のある人から学び、寄り添っていく姿勢があることだと思う。
難聴者支援のための社会資源活用の知識。
利用者に説明ができる知識、その為の学習、研修。

19 社会生活力を高めるプログラムで特に必要性の高い項目（複数回答）

項目内容	合計(件)
1. 聴覚補償——補聴器や人工内耳の装用、補聴援助機器について学び・話し合う	29
2. 健康管理——健康を回復・維持するために気を付けていることを学び・話し合う	15
3. 食生活——食生活の大切さについて学び・話し合う	7
4. 生活リズム——睡眠のとり方や規則正しい生活について学び・話し合う	5
5. 安全・危機管理——災害や緊急事態が発生した時の対応について学び・話し合う	28
6. 金銭管理——年金、貯蓄、資産等の管理について学び・話し合う	10
7. 住まい——自分に適した住まいで快適に暮らす方法について学び・話し合う	4
8. 掃除・整理——家庭の掃除やごみの処理などについて学び・話し合う	0
9. 買い物——買い物を巡るトラブルの対処法について学び・話し合う	0
10. 服装——TPOにあった服装について学び・話し合う	0
11. 自分と病気・障害の理解——病気や障害に関する理解、認識を深める	23
12. コミュニケーション——手話や読話等、コミュニケーションを学び・話し合う	40
13. 家族関係——家族との良好な関係作りについて話し合う	7
14. 友人関係——健聴者・難聴者等との交流の促進	11
15. 支援者との関係——要約筆記者、施設・団体職員との関りについて話し合う	13
16. 教育と学習——生涯学習について話し合う	3
17. 就労生活——難聴者が働きやすい職場環境について学び・話し合う	16
18. 結婚・子育て——結婚、出産、育児などについて経験を交流する	1
19. 外出・余暇活動——余暇の過ごし方、趣味、スポーツについて学び・話し合う	1
20. 地域生活・社会参加——障害に関する地域への啓発について話し合う	18
21. 障害や介護の制度——障害者サービス、高齢者サービス等の福祉施策の利用について学び・話し合う	24
22. 地域生活サービス——サロン活動、要約筆記・手話通訳等のサービス利用について学び・話し合う	26
23. 権利擁護——当事者団体の活動や相談支援機関について学び・話し合う	17
24. 情報アクセス——メール、携帯、パソコン、音声認識ソフトの利用について学び・話し合う	29
25. その他	0

20 社会生活力を高める事業に必要な場所に関する自由記述

10名収容の専用室が3部屋。
20名程度収容可能で、パソコン要約筆記が配置可能な広さ。
20～30名規模の部屋を2つ。100名規模の部屋を2つ。
参加者20～30名。要約筆記とパワーポイントを同時に使える広さ。
30人前後が参加できる広さ。
30～50人の研修室。
40人くらい入れる部屋。
50～100人入れる程度。
100名程度が机、椅子を利用して入室できる広さ、かつ予約しやすく、交通の便のよいところ。
まずは6畳くらい。ニーズにあわせて広げればいい。
学習、相談できる12畳ほどのスペース。
最小36㎡(6m×6m)以上 冷暖房付き。
90㎡程度。
150㎡くらいの場所。
100坪くらいのスペース。
一部屋。
相談室1室。
学校の一教室程度。
小会議室程度。
作業所で可能。
たくさんの人が集まり、交流できるくらいのスペース。
ループ、マイク、スピーカーを置いてもスペースが確保できる広さ。
情報保障環境が十分とれる広さ。
人数、実施内容に見合った広さ。
対面で話し合える広さ。
補聴器相談、リハビリ、グループワーク等が行える広さ。
広さも大切だが、県内複数箇所で実施し、参加しやすくすることも必要。
広さではなく、事業費が少ない(6万円)ので、無料もしくは低価格で利用できる会場の確保。
会場の確保に困難がある。広さよりも。
館内(無料)の確保が厳しい。
分からない。

21 職員がプログラムの必要性を理解するのに必要なこと（自由記述）

理事一人ひとりがNPO法人としての使命、コンプライアンスなどの理解をする研修。
養成研修、養成テキスト。
聞こえない、聞こえにくい人たちの困難さ（生活上）。
幅広い難聴者とのかかわり、ニーズの把握。
難聴障害について知る。地域の難聴者の困難について知る。
難聴者の現状とニーズの把握。
難聴者の過去、現在の状況及び将来像。
難聴の理解と共感。
難聴についての理解と、それに関する社会資源の知識。
中途失聴者・難聴者の特性等の理解を深める。
専門知識を得られる機会（研修会開催）。
制度の理解、障害の特性の理解をまず行うこと。
職員が事業の必要性を十分に認識し、主体的に取り組んでいる。
社会福祉全般に渡る知識の習得。
社会資源を活用できる知識及びネットワーク作りのノウハウ。
持続的な成長をより確実なものにする。後継者育成。
事業効果について学ぶ。
事業の目的を明確にし、目的に沿った内容の組み立てについて。
市行政職員の理解。
研修及び検討会議。
研修 難聴者について、プログラム作りについて等。
映像機器。
プログラム理解のための研修の実施。
プログラムに応じた研修。
ニーズの把握。
ICF やエンパワメントについての学び。

記号	施設・団体種別	記号	施設・団体種別	記号	施設・団体種別
I	聴覚障害者情報提供施設	II	障害者支援施設	III	高齢者施設
IV	社協	V	ろう者団体	VI	難聴者団体

22 管理者が事業を理解するのに必要なこと（自由記述）

理事長としての役割理解の研修。
難聴者のことをよく知ること。ろう者とのちがいを知り、事業の必要性を理解すべき。
難聴者・中途失聴者の生活ニーズの把握。
聴覚障害者情報提供施設の役割は広いものがあるので、できるかどうかは別にしても、難聴者の現状と課題は管理者としておさえていく必要があると思う。そのための情報提供が大切となる。
聴覚障害に関する幅広い理解。
相談事業のテキスト。
人員及び設備。
障害の特性。
社会福祉全般及び予算管理、人を集める能力。
自立した生活とは何をさすのかを理解する。
県との連携。
管理者が事業の必要性を十分に認識し、主体的に取り組んでいる。
プログラムの指針。－

23 「意思疎通支援事業」を実施している項目（N=155）

実施項目	I	II	III	IV	V	VI	合計	割合
1. 要約筆記者の養成事業	38	6	0	0	3	13	60	38.7%
2. 要約筆記者の派遣事業	42	8	1	1	5	5	62	40.0%
3. 手話奉仕員の養成事業	15	8	1	0	6	0	30	19.4%
4. 手話通訳者の養成事業	40	5	0	0	9	0	54	34.8%
5. 手話通訳者の設置事業	24	8	1	0	5	0	38	24.5%
6. 手話通訳者の派遣事業	42	9	1	1	9	0	62	40.0%
7. 電話リレーサービス	12	1	0	0	2	0	15	9.7%
8. その他	12	4	0	1	0	4	21	13.5%
9. 実施していない	3	31	5	19	3	7	68	43.9%

24 「意思疎通支援事業」に関する課題（N=128）

課題	I	II	III	IV	V	VI	合計	割合
1. 財政的に厳しい	11	8	1	4	4	13	41	32.0%
2. 人材の確保が困難	42	17	2	7	9	16	93	72.7%
3. 難聴者からの要望がない	6	8	2	3	4	1	24	18.8%
4. 事業が知られていない	12	5	4	6	2	6	35	27.3%
5. 設備や場所がない	1	6	0	0	0	3	10	7.8%
6. その他	10	7	0	4	0	6	27	21.1%

記号	施設・団体種別	記号	施設・団体種別	記号	施設・団体種別
I	聴覚障害者情報提供施設	II	障害者支援施設	III	高齢者施設
IV	社協	V	ろう者団体	VI	難聴者団体

25 難聴者の当事者団体と連携して実施している項目 (N=120)

実施項目	I	II	III	IV	V	VI	合計	割合
1. 事業の企画・運営への参画	30	10	2	3	3	8	56	46.7%
2. 団体からの要望の聴取や協議	36	8	2	4	5	8	63	52.5%
3. 施設内での当事者団体の事務所設置	10	3	0	2	0	4	19	15.8%
4. 難聴者問題の社会啓発や補聴環境の整備	20	6	2	0	1	5	34	28.3%
5. その他	5	13	1	7	3	6	35	29.2%
6. 連携していない	4	20	2	8	3	2	39	32.5%

26 難聴者の当事者団体と連携していない理由 (N=44)

連携していない理由	I	II	III	IV	V	VI	合計	割合
1. 財政的に厳しい	0	2	0	2	0	0	4	9.1%
2. 対応できる職員がいない	0	2	0	2	2	0	6	13.6%
3. 制度的な位置づけがない	1	6	0	5	1	0	13	29.5%
4. ニーズがない	3	8	1	1	2	0	15	34.1%
5. 設備や場所がない	0	2	0	0	0	0	2	4.5%
6. 連絡方法がわからない	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
7. 当事者団体の意向がない	2	7	0	3	1	0	13	29.5%
8. その他	2	7	1	2	2	2	16	36.4%

27 医療機関、教育機関等と連携している項目 (N=157)

項目	I	II	III	IV	V	VI	合計	割合
1. 耳鼻科等の医療機関と連携している	12	11	2	0	1	5	31	19.7%
2. ろう学校、難聴児が在籍する学校と連携している	39	26	3	1	10	2	81	51.6%
3. 他の障害者施設、高齢者施設と連携している	20	28	5	15	3	6	77	49.0%
4. 地域の福祉関係者・団体と連携している	32	33	4	18	6	15	108	68.8%
5. 連携していない	4	2	0	3	2	4	15	9.6%

28 市民に対して難聴者問題の啓発や補聴機器・情報機器等の貸し出し (N=154)

	I	II	III	IV	V	VI	小計	合計	割合
1. 学生や市民に対して難聴や要約筆記について啓発している	35	12	3	3	4	16	73	92	59.7%
2. 各種団体にヒヤリンググループやOHC、OHPを貸し出している	44	6	1	1	4	7	63		
3. 市民に音声認識ソフトの入ったタブレットを貸し出している	1	0	0	0	0	1	2		
4. 市民に難聴、要約筆記に関する書籍を販売・貸出をしている	7	4	0	1	1	3	16		
5. 啓発はしていない	1	31	3	16	8	3		62	40.3%

資料3 調査票

2018 (平成30) 年 8 月 15 日

難聴者を対象とした支援に関するアンケート調査

施設長・団体長様

京都府立大学大学院
教授 上掛 利博
博士課程 柴田 浩志

貴施設・団体について 2018 年 4 月 1 日現在の状況をご記入ください。回答は該当する数字を○で囲んでください。

「難聴者を対象とした支援に関するアンケート調査」へのご協力をお願い

時下、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

この度、わたくし共は大阪ガスグループ福祉財団の助成を受け、「難聴者を対象とした支援に関するアンケート調査」を実施することとなりました。

本調査は、京都府難聴者協会役員との共同研究として、全国の聴覚障害者施設・団体を対象にアンケート調査を行い、調査結果を基に難聴者の社会リハビリテーションのあり方等、今後の支援体制の確立や制度の改善を目的として実施するものです。

ご承知の通り、わが国における難聴者への対策は医学による治療、補聴器の使用など、医学的リハビリテーションによる対策が中心であるため、医療や補聴器などの効果が期待できない人の場合、聞こえにくさから人との交流が減少し、家庭においてさえ孤立する事例が少なくありません。そのため難聴があっても、住み慣れた地域で生活の質を維持、向上することが難聴者対策の重要な課題だと考えています。

つきましては本調査に是非ともご協力いただきたくお願い申し上げます。

なお、本調査では、難聴者を「聞こえに支障があるため補聴器の装用や人工内耳を装着し、音声言語、筆談、手話、読話等のうち、複数またはひとつのコミュニケーション手段により意思疎通をしている聴覚障害者」と定義します。

また、アンケートはもれなくご記入いただき、返信用の封筒に入れて、**9月25日まで**にご返送ください。調査結果は、「難聴者を対象とした支援に関するアンケート調査報告書」としてとりまとめ、2019年6月頃に聴覚障害関係機関に配布します。また、調査報告書の作成にあたりましては、個人情報保護に基づき調査にかかる個人名は一切公表いたしません。

※ 回答用紙をデータで送付希望の方は、下記までご連絡をお願いします。

京都府立大学大学院公共政策学研究所 柴田 浩志
携帯：080-3111-7094 E-mail: shibatahiroshi333@yahoo.co.jp

施設名・団体名			
施設種別の数字と()内の該当事業を○で囲んでください。	1 聴覚障害者情報提供施設 2 障害者支援施設等 (施設入所支援 自立訓練 生活介護 就労移行 就労継続 相談支援 地域活動支援センター 居宅介護 共同生活援助 その他) 3 高齢者施設等 (特別養護老人ホーム 介護老人ホーム 通所介護 通所リハビリテーション 訪問介護 居宅介護支援 介護予防・日常生活支援総合事業 その他) 4 その他 (社協 当事者団体 その他)		
運営主体	1 社会福祉法人	2 NPO 法人	3 社団法人
	4 その他 ()		
所在地	〒		
	Tel		Fax
	e-mail アドレス		
回答者	氏名		所属部署

- 1 -

- 2 -

問1 貴施設・団体では、難聴者を対象とした「相談事業」を実施していますか。実施している相談内容の数字を○で囲んでください。(複数回答可)

- 補聴器・人工内耳等の聞こえの相談
- 手話、読話等コミュニケーションに関する相談
- 福祉・介護サービスの利用
- 日常生活用具の相談
- 心理相談
- 仕事の相談
- 家庭の相談
- 病気の相談
- 地域生活の相談
- 学生支援の相談
1. 難聴者・団体の紹介
2. その他 ()
3. 実施していない⇒問4へ

問2 難聴者を対象とした「相談事業」を担当する職員についてお答えください。

担当する職員の数 (専任 人 兼任 人)
その内聴覚障害のある職員 (専任 人 兼任 人)

問3 難聴者を対象とした「相談事業」の課題となる数字を○で囲んでください。(複数回答可)

- 利用できるサービスがない
- ニーズがない
- 難聴者団体との連携
- 補聴器店との連携
- 聴力検査機器等の整備
- 相談員の体制
- 相談日が不定期
- 訪問相談ができない
- 家族に対する支援
10. 行政・福祉関係者の理解不足
11. 災害時の対応
12. その他 ()

問4 難聴者を対象とした「相談事業」を実施していない理由となる数字を○で囲んでください。(複数回答可)

- 財政的に厳しい
- 人材の確保が困難
- 制度的に位置づけられていない
- ニーズがない
- 相談設備や場所がない
6. その他 ()

問5 貴施設・団体では障害者総合支援法、介護保険法、身体障害者福祉法等に定める事業を活用して、難聴者を対象に下記の1～24のような「社会生活力を高めるプログラム」を実施していますか。実施している項目の数字を○で囲んでください。(複数回答可)

- | | |
|-----------------|-------------------------------------|
| 項 目 | プログラム内容の一例 |
| 1. 聴覚補償 | 補聴器や人工内耳の装用、補聴援助機器について学び・話し合う |
| 2. 健康管理 | 健康を回復・維持するために気を付けていることを学び・話し合う |
| 3. 食生活 | 食生活の大切さについて学び・話し合う |
| 4. 生活リズム | 睡眠のとり方や規則正しい生活について学び・話し合う |
| 5. 安全・危機管理 | 災害や緊急事態が発生した時の対応について学び・話し合う |
| 6. 金銭管理 | 年金、貯蓄、資産等の管理について学び・話し合う |
| 7. 住まい | 自分に適した住まいで快適に暮らす方法について学び・話し合う |
| 8. 掃除・整理 | 家庭の掃除やごみの処理などについて学び・話し合う |
| 9. 買い物 | 買い物を巡るトラブルの対処法について学び・話し合う |
| 10. 服装 | TPOにあった服装について学び・話し合う |
| 11. 自分と病気・障害の理解 | 病気や障害に関する理解、認識を深める |
| 12. コミュニケーション | 手話や読話等、コミュニケーションを学び・話し合う |
| 13. 家族関係 | 家族との良好な関係作りについて話し合う |
| 14. 友人関係 | 聴覚者・難聴者等との交流の促進 |
| 15. 支援者との関係 | 要約筆記者、施設・団体職員との関りについて話し合う |
| 16. 教育と学習 | 生涯学習について話し合う |
| 17. 就労生活 | 難聴者が働きやすい職場環境について学び・話し合う |
| 18. 結婚・子育て | 結婚、出産、育児などについて経験を交流する |
| 19. 外出・余暇活動 | 余暇の過ごし方、趣味、スポーツについて学び・話し合う |
| 20. 地域生活・社会参加 | 障害者に関する地域への啓発について話し合う |
| 21. 障害や介護の制度 | 障害者サービス、高齢者サービス等の福祉施策の利用について学び・話し合う |
| 22. 地域生活サービス | サロン活動、要約筆記・手話通訳等のサービス利用について学び・話し合う |
| 23. 権利擁護 | 当事者団体の活動や相談支援機関について学び・話し合う |
| 24. 情報アクセス | メール、携帯、パソコン、音声認識ソフトの利用について学び・話し合う |
| 25. その他 () | |
| 26. 実施していない⇒問8へ | |

- 3 -

- 54 -

- 4 -

問6 問5で○をつけた項目の実施形態についてご記入ください。

どのような制度を活用して実施していますか

展開の仕方

年間()回 1回当たり()時間

担当職員 職種・資格()

担当者の人数()人

実施場所()

対象者の状況

2017年度に参加したのべ人数 (男性()人) (女性()人)

※プログラムや実施要項等があれば本アンケートと共にお送りいただきたく存じます。

問7「社会生活力を高めるプログラム」を実施する上での問題点 (複数回答可)

1. 予算の確保
2. 人材の確保
3. 法律や制度の整備
4. ニーズの把握
5. 相談設備や場所の確保
6. プログラムの内容
7. 評価の方法
8. その他()

問8「社会生活力を高めるプログラム」を実施していない場合、その理由となる数字を○で囲んでください。(複数回答可)

1. 財政的に厳しい
2. 人材の確保が困難
3. 制度的に位置づけられていない
4. ニーズがない
5. 相談設備や場所がない
6. プログラムがわからない
7. その他()

問9 貴施設・団体で「社会生活力を高めるプログラム」に取り組む場合、特に必要なこと(必要だと思われること)は何ですか。次の1~9のうち該当するものに○をしてください。また、○をつけた項目について具体的に教えてください。(複数回答可)

1. 事業を行う職員の資質向上が必要
⇒職員の資質向上のために何が必要だと思いますか。
()
2. 事業をおこなう職員の増員が必要
⇒何人の増員が必要だと思いますか。
()人
3. 事業の進め方に関するプログラムマニュアルが必要
⇒問5の1~25の項目のうち、特に必要性の高い項目はどれだと思いますか。
6つまで数字でお答えください。
()()()()()()
4. 事業を行う場所の確保が必要
⇒実施場所としてどの程度の広さが必要だと思いますか。
()
5. 事業の必要性に関する職員の理解が必要
⇒職員がプログラムの必要性を理解するには何が必要だと考えますか。
()
6. 事業に対する管理者の理解が必要
⇒管理者が事業を理解するには何が必要だと考えますか。
()
7. 必要な事業予算の確保
⇒職員の人件費を除いて、事業費は概ねいくぐらいが必要ですか。
()
8. 事業の制度的な位置づけが必要
9. その他(具体的に記入ください)
()

問10 貴施設・団体では、下記の「意思疎通支援事業」を実施していますか。実施している項目の数字を○で囲んでください。(複数回答可)

1. 要約筆記者の養成事業
2. 要約筆記者の派遣事業
3. 手話奉仕員の養成事業
4. 手話通訳者の養成事業
5. 手話通訳者の設置事業
6. 手話通訳者の派遣事業
7. 電話リレーサービス
8. その他()
9. 実施していない

問11 「意思疎通支援事業」に関する課題について該当する数字を○で囲んでください。(複数回答可)

1. 財政的に厳しい
2. 人材の確保が困難
3. 難聴者からの要望がない
4. 事業が知られていない
5. 設備や場所がない
6. その他()

問12 貴施設・団体では、難聴者の当事者団体と連携していますか。実施している項目の数字を○で囲んでください。(複数回答可)

1. 事業の企画・運営への参画
2. 団体からの要望の聴取や協議
3. 施設内での当事者団体の事務所設置
4. 難聴者問題の社会啓発や補聴環境の整備
5. その他()
6. 連携していない⇒問13へ

問13 難聴者の当事者団体と連携していない場合、その理由について該当する数字を○で囲んでください。(複数回答可)

1. 財政的に厳しい
2. 対応できる職員がいない
3. 制度的な位置づけがない
4. ニーズがない
5. 設備や場所がない
6. 連絡方法がわからない
7. 当事者団体の意向がない
8. その他()

問14 貴施設・団体では、医療機関、教育機関等と連携していますか。実施している項目の数字を○で囲んでください。(複数回答可)

1. 耳鼻科等の医療機関と連携している
2. ろう学校、難聴児が在籍する学校と連携している
3. 他の障害者施設、高齢者施設と連携している
4. 地域の福祉関係者・団体と連携している
5. 連携していない(理由)

問15 貴施設・団体では、市民に対して難聴者問題の啓発や補聴機器・情報機器等の貸し出しを行っていますか。実施している項目の数字を○で囲んでください。(複数回答可)

1. 学生や市民に対して難聴や要約筆記について啓発している
2. 各種団体にヒアリンググループやOHC.OHPを貸し出している
3. 市民に音声認識ソフトの入ったタブレットを貸し出している
4. 市民に難聴、要約筆記に関する書籍を販売・貸出している
5. 啓発はしていない(理由)

最後に、難聴者を対象とした支援事業に関して、ご意見があればご自由にお書きください。

ご協力ありがとうございました。

資料4 イラストで見る「耳のことなんでも相談会」



- 6 -

綾部市社会福祉協議会 「豊かな会話をいつまでも！！」挿絵 1996.10

難聴者を対象とした支援に関する調査報告書

2019(令和元)年 6月発行

発行：京都府立大学公共政策学部 上掛利博研究室

〒606-8522 京都市左京区下鴨半木町1-5

TEL 075-703-5320 FAX 075-703-5320

*本調査・研究事業は2017年度大阪ガスグループ福祉財団「調査・研究助成」によって実施しました。

本書の内容の一部あるいは全部を無断で複写複製(コピー)することは著作権および発行者の権利侵害になりますので、その場合はあらかじめ京都府立大学公共政策学部上掛利博研究室あての許諾を求めてください。